

平成22年第1回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月2日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○自治功労表彰式	5
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長の施政方針	7
○議案第2号 板倉町教育委員会委員の任命について	8
○議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について	9
○議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について	10
○議案第5号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	12
○議案第6号 板倉町総合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	13
○議案第7号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について	16
○議案第8号 板倉町と東毛広域市町村圏振興整備組合との間における東毛広域市町村圏振興整備組合立群馬の水郷の管理等に係る事務委託の廃止について	17
○議案第9号 群馬の水郷管理条例の廃止について	17
○議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	18
○議案第11号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について	19
○議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について	20
○議案第13号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継について	20
○議案第14号 平成21年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について	21
○議案第15号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第3号)について	33
○議案第16号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につ	

いて	3 4
○議案第 1 7 号 平成 2 1 年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につい て	3 6
○議案第 1 8 号 平成 2 1 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	3 8
○議案第 1 9 号 平成 2 1 年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	4 2
○議案第 2 0 号 平成 2 1 年度板倉町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	4 3
○議案第 2 1 号 平成 2 2 年度板倉町一般会計予算について	4 4
○議案第 2 2 号 平成 2 2 年度板倉町老人保健特別会計予算について	4 4
○議案第 2 3 号 平成 2 2 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	4 4
○議案第 2 4 号 平成 2 2 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	4 4
○議案第 2 5 号 平成 2 2 年度板倉町介護保険特別会計予算について	4 4
○議案第 2 6 号 平成 2 2 年度板倉町下水道事業特別会計予算について	4 5
○議案第 2 7 号 平成 2 2 年度板倉町水道事業会計予算について	4 5
○散会の宣告	6 4
散 会 （午後 4 時 2 0 分）	6 4

第 2 日 3 月 3 日（水曜日）

○議事日程	6 5
○出席議員	6 5
○欠席議員	6 5
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 5
○職務のため出席した者の職氏名	6 5
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	6 7
○開議の宣告	6 7
○一般質問	6 7
青 木 秀 夫 君	6 7
小森谷 幸 雄 君	7 9
荻 野 美 友 君	9 0
秋 山 豊 子 さん	1 0 2
延 山 宗 一 君	1 1 3
○散会の宣告	1 2 5
散 会 （午後 3 時 0 7 分）	1 2 5

第 3 日 3 月 4 日（木曜日）

○議事日程	1 2 7
○出席議員	1 2 7

○欠席議員	1 2 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 7
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 7
開 議 （午前 9時00分）	1 2 9
○開議の宣告	1 2 9
○一般質問	1 2 9
川野辺 達也 君	1 2 9
石山 徳司 君	1 4 2
○散会の宣告	1 5 4
散 会 （午前11時20分）	1 5 4

第10日 3月11日（木曜日）

○議事日程	1 5 5
○出席議員	1 5 5
○欠席議員	1 5 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 6
開 議 （午前 9時00分）	1 5 7
○開議の宣告	1 5 7
○議案第21号 平成22年度板倉町一般会計予算について	1 5 7
○議案第22号 平成22年度板倉町老人保健特別会計予算について	1 8 9
○議案第23号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	1 8 9
○議案第24号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	1 9 0
○議案第25号 平成22年度板倉町介護保険特別会計予算について	1 9 2
○議案第26号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計予算について	1 9 4
○議案第27号 平成22年度板倉町水道事業会計予算について	1 9 4
○閉会中の継続調査・審査について	1 9 4
○日程の追加	1 9 5
○議案第28号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第7号）について	1 9 5
○町長あいさつ	1 9 6
○閉会の宣告	1 9 7
閉 会 （午後 1時32分）	1 9 7

板倉町告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成22年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年2月24日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成22年3月2日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	荻 野	美 友	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	塩 田	俊 一	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成22年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年3月2日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 議案第 2号 板倉町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 板倉町総合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8号 板倉町と東毛広域市町村圏振興整備組合との間における東毛広域市町村圏振興整備組合立群馬の水郷の管理等に係る事務委託の廃止について
- 日程第11 議案第 9号 群馬の水郷管理条例の廃止について
- 日程第12 議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第13 議案第11号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 日程第14 議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第15 議案第13号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継について
- 日程第16 議案第14号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第17 議案第15号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第16号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第17号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第18号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第19号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第20号 平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第21号 平成22年度板倉町一般会計予算について
- 日程第24 議案第22号 平成22年度板倉町老人保健特別会計予算について
- 日程第25 議案第23号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第24号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 平成22年度板倉町介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 平成22年度板倉町水道事業会計予算について

○出席議員（13名）

1番	川野辺	達也	君	2番	延山	宗一	君
3番	小森谷	幸雄	君	4番	黒野	一郎	君
5番	石山	徳司	君	6番	市川	初江	さん
7番	青木	秀夫	君	9番	石山	甚一郎	君
10番	秋山	豊子	さん	11番	荻野	美友	君
12番	青木	佳一	君	13番	川田	安司	君
14番	塩田	俊一	君				

○欠席議員（1名）

8番 野中嘉之君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原	実君
教育長	鈴木	実君
総務課長	小野田吉	一君
企画財政課長	中里	重義君
戸籍税務課長	長谷川	健一君
環境水道課長	鈴木	渡君
福祉課長	北山	俊光君
健康介護課長	荒井	英世君
産業振興課長	田口	茂君
都市建設課長	小野田	国雄君
会計管理者	荒井	利和君
教育委員会 教務局長	小菅	正美君
農業委員会 農務局長	田口	茂君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原	光実
庶務議事係長	石川	英之
行政安全係長兼 議会事務局書記	根岸	光男

○自治功労表彰式

○事務局長（栗原光実君） おはようございます。

定例会開会前に少々時間をいただきまして、先般の群馬県町村議会議長会総会におきまして、板倉町議会が全国町村議会議長会から優良議会として町村議会表彰を受けております。また、石山甚一郎議員が群馬県町村議会議長会から自治功労者として表彰を受けておりますので、表彰状の伝達を行いたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、受賞の方、議長・石山甚一郎議員は演壇の前へお進みいただきしたいと思います。

初めに、町村議会表彰の伝達を行います。

伝達は、町長をお願いをいたします。

○町長（栗原 実君） それでは、全国町村議会議長会の会長名での表彰状でございますが、便宜上といたしますか、私がかかわって朗読をさせていただいて、贈呈のほうをお願いをしたいと思います。

表彰状。群馬県板倉町議会殿。

貴議会は、地域の振興発展及び住民福祉の向上のため、議会の活性化に努められました。その功績は顕著であり、他の範とするにふさわしいものであります。よって、ここにこれを表彰します。

平成22年2月9日。全国町村議会議長会会長、野村弘。

大変おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（栗原光実君） おめでとうございます。町長は席にお戻りいただきしたいと思います。

次に、自治功労者表彰の伝達を行います。

伝達は、議長をお願いをいたします。

○議長（塩田俊一君） 表彰状。板倉町議会、石山甚一郎殿。

あなたは、多年、議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。

平成22年2月22日。群馬県町村議会議長会長、高橋正。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（栗原光実君） おめでとうございます。それでは、席のほうにお戻りいただきしたいと思います。

以上で伝達を閉じさせていただきます。

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（塩田俊一君） おはようございます。

ただいまから告示第7号をもって招集されました平成22年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（塩田俊一君） それでは、日程に入る前に諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案提出は26件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（塩田俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

5番 石山徳司君

6番 市川初江さん

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塩田俊一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月23日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議会運営について協議しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

[議会運営委員長（荻野美友君）登壇]

○議会運営委員長（荻野美友君） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、2月23日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月2日から11日までの10日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、議案第2号から議案第20号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議、決定いたします。次に、議案第21号から議案第27号についてですが、これは平成22年度予算ですので、本日は提案者からの議案説明のみとし、審議決定は最終日の11日に行います。

第2日目の3日及び3日目の4日は一般質問を行います。

第4日目の5日から第6日目の7日までは休会とします。休会明けの3月8日は総務文教福祉常任委員会を、9日には産業建設生活常任委員会をそれぞれ開催し、新年度の予算について事務調査を行います。

第9日目の10日は休会とし、最終日の11日は議案第21号から議案第27号について審議、決定をします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から11日までの10日間と決定いたしました。

○町長の施政方針

○議長（塩田俊一君） 日程第3、町長より平成22年度の施政方針を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） おはようございます。本日、平成22年第1回の板倉町議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

また、ただいまは板倉町議会が全国町村議会議長会から優良議会として町村議会表彰を受賞されました。まことにめでたく思うところでございます。本受賞を機に、さらに最優良議会を目指し、町民のためにご尽力を、ご努力をいただければ幸いに存ずるところでございます。

そして、石山甚一郎議員さんには群馬県町村議会議長から自治功労表彰を受賞されましたことまことにめでとうございます。心よりお祝いを申し上げ、そしてさらなるご活躍をご祈念を申し上げたいと思っております。

さて、所信表明ということでございますが、ご承知のように世界のトヨタと言われる、全世界で事業展開をしておりますトヨタ自動車、リコール問題で窮地に立たされておるようでございます。世界で最もすぐれている日本のものづくりの技術、その象徴とも言われるわけでございますが、もしそんなことはないとは思いますが、崩壊してしまうようなことがあれば、今後の日本経済は一体どのようになってしまうのか大変心配されるところでございます。それだけでなく現状の経済情勢は最悪と言われておりますので、トヨタ自動車だけでなく厳しい現状に打ちかつためのあらゆる分野での強力でスピーディーな政策が必要であろうと思っております。

昨年8月の衆議院選挙によりまして民主党政権にかわったわけでございますが、平成22年度の予算編成が新政権よっての事実上初めてのものでございます。予算編成では、「コンクリートから人へ」ということをキャッチフレーズに、それらを基本にされたようでございまして、平成22年度一般会計総予算額は過去最高の92兆2,992億円と定めたようでございます。歳入面では公債発行額が税収を上回る、昭和21年度以来六十三、四年ぶりのことと言われておりまして、こうしたことを見ただけでも今日本の経済状況がいかに厳しい状況であるかがうかがえてまいります。

そうした厳しい歳入でありながら、地方財政計画の中では地方交付税を別枠で1兆円増額をすとしておりまして、生活防衛のための緊急対策として雇用促進に5,000億円、地方の景気回復に同じく5,000億円としているようでございます。地方交付税も15兆8,000億円で前年度対比4,000億円の増額としておりまして、町の当初予算でも前年比3,000万円増額を見込んでおるところでございます。しかし、この裏側には国と地方の長期債務残高として3月末、このちょっと先ですが、現在で900兆円を超える借金になるということも言われておりまして、それらも含め一部の週刊誌などでは日本経済は数年後には破綻をするとの見解まで掲載

されているものもある現状でございます。

私も、町長就任以来初めて最初から予算編成作業を経験をさせていただきました。私は、現実直視、生活重視を基本方針として取り組んでまいりたいと考えておりまして、私のマニフェストに掲げた事業の取り組みはもちろんのこと、就任してからもこの先も住民の意見を率直に拝聴してまいりたいと思っておりますし、できるだけそういった意見を反映させられるようにと努力を重ねてまいっておるのも事実でございます。

しかしながら、限られた財源の中での予算編成でございます。すべてのものをというわけには当然いきませんが、予算額全体では前年比6,900万円ほど増額となっております。しかし、これはご承知の子ども手当を差し引けば前年度とほぼ同額という予算になっておる内容でございます。主要政策としましては、何とでも板倉ニュータウンの用途変更に伴う企業誘致、商業誘致を促進をしたいということでございます。平成22年度中には1社でも2社でも契約がとれるように最善の努力を傾注してまいりたいと思っております。また、このことは、自主財源確保を含め、住宅販売あるいは町内に展開をする貸しアパート問題等々明るい展望に直結していくものと考えておりますので、議員皆様方にも絶大なるご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、町単独道路整備事業の推進でございます。平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金及び平成21年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金、そして平成21年度の地域活性化・きめ細かな臨時交付金と、この3つの臨時交付金で2億円超の道路整備を行ってまいりました。これまで議会の採択を受けた道路がなかなか整備できなかったものを、臨時交付金という制約はあるわけでございますが、そういったものによって着手できる道路から実施をしてきたところでございます。来年度予算でも引き続き約1億円を予算化をして道路整備を実施していきたいと思っております。また、引き続き国道354バイパスの延伸、あるいは八間樋橋のかけかえ等についてはもちろんでございますが、中学校体育館の耐震化対策事業、そして耐震補強工事及び改修工事の実設計についての予算と中学校校舎及び給食室の浄化槽改修事業、それから地球温暖化対策事業としての太陽光発電設置への補助事業も実施をしてまいります。

そして、5月15日開催の1都6県利根川水系連合水防演習が我が町で開催することを契機といたしまして、地域防災力の強化に向けた取り組みも行ってまいりたいと考えております。

平成22年度予算には計上されておりませんが、今後広域ごみ処理事業及び館林厚生病院の耐震化による改修なども近々検討協議が具体化をしておりますので、議会とも十分な議論を重ねていかなければならないと思っております。

ほかにも町政全般にわたっての諸課題につきましても一つ一つ検討を重ねながら、その解決に全力を傾注する覚悟でございますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げ、なお今回の定例会には議案第2号から第27号まで26議案を上程させていただきました。慎重なるご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつと所信表明の一端というふうにさせていただきますと思っております。

大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 町長の平成22年度施政方針演説が終わりました。

○議案第2号 板倉町教育委員会委員の任命について

○議長（塩田俊一君） これより提出された議案等の審議に入ります。

日程第4、議案第2号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第2号 板倉町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

本案は、板倉町教育委員会委員でありました松本吉雄君が平成22年3月7日任期満了となり、今任期をもって退職をされることによります後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、景山初女さん、生年月日、昭和39年7月2日、住所、板倉町朝日野1丁目15番地の9を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

景山初女さんは、人格は高潔でありまして、子育てサークルの代表や子供会役員、東小学校PTA役員、あるいは母子保健推進委員など地域の子育ての役職を積極的に参画していただいているところであり、全体的に求められている女性教育委員の立場からその職務を遂行していただけるものと考えております。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。担当課長からの説明はいたしません。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は同意することに決定しました。

○議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（塩田俊一君） 日程第5、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続きまして、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてということでございます。

本案は、人権擁護委員候補者の推薦であります。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱をするものでございますが、委員の推薦につきましては議会の意見を聞いて推薦をするものとなっております。

現在その職にあります南地区の栃本登君が、来る平成22年6月30日をもって3期目の任期満了となることに伴う後任者の人事でございます。今回の人事に当たりましては、女性相談者への配慮に加え、子ども人権相談、啓発活動等における人権活動全般にわたり女性委員が必要なことから後任者といたしまして慎重に検

討した結果、小野田早苗さん、生年月日、昭和26年6月14日、住所、大字飯野1922番地の1を推薦いたすものであります。

現在小野田早苗さんは、更生保護女性会の書記及びボランティアみずほ会会員として活躍し、人格識見が高く、人権思想の普及及び人権啓発活動等にその持てる力を遺憾なく発揮していただけるものと思ひ、人権擁護委員法第6条第3項の規定により推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願ひを申し上げます。これも担当課長の説明は省略をさせていただきます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

本案についても質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひます。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は同意することに決定しました。

○議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第6、議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、昨年11月24日の臨時議会におきまして、さきに可決されております職員の給与の減額とあわせて、昨年人事院から勧告をされました時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえた時間外勤務代休時間を指定できる制度について、本町におきましても国家公務員に準じて改正を行うものでございます。

以上ご説明申し上げます。細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

〔総務課長（小野田吉一君）登壇〕

○総務課長（小野田吉一君） それでは、議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

議員ご承知のとおり、平成21年人事院給与勧告におきまして超過勤務手当等について時間外労働の割増賃金等に関する労働基準法の一部改正を踏まえた改正でございます。この勧告を受けまして、板倉町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例としまして、2つの条例の改正を行うものでございます。

第1条で板倉町職員の給与に関する条例。

第2条では、板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、これまで1カ月の時間外勤務手当の支給割合は平日が100分の125、深夜勤務におきましては100分の150であったものを、60時間を超えるものにつきましては100分の150に、深夜勤務につきましては100分の175に支給率を引き上げるものでございます。

また、土曜日につきましてはこれまで100分の135、深夜勤務では100分の160であったものを、60時間を超えるものにつきましては100分の150に、深夜勤務につきましては100分の175に支給率を引き上げるものでございます。

また、1カ月の時間外勤務時間が60時間を超えた場合に支給率の引き上げ分の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定することができるという仕組みを導入するものでございます。

なお、附則としましてこの条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第4号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げましたけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。

ちょっと伺いたいのですけれども、60時間を超えるという時間外労働の職員の方の処遇の今までの実績とか、そういうのは何人ぐらい該当していたか、ちょっとありましたら。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 60時間を超えた職員が、21年度の7月の機構再編がございました。その準備で6月の1カ月で60時間を若干超えました。

実績では、1名がその月だけがありました。そのほかは60時間を超えるような時間外勤務というのはございません。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第7、議案第5号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第5号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、後期高齢者医療に関する普通徴収に係る保険料の納期について、他の税条例と同じ納期にするため改正をお願いするものでございます。

具体的には、第6期の納期が12月1日から同月31日までとなっておりますが、これを他の税条例と同じく12月1日から同月25日までとするものでございます。

以上につきまして、細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第5号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

後期高齢者の保険料徴収につきましては、年金天引きの特別徴収、それから普通徴収とありますが、その普通徴収に係る納期の一部改正ということです。つまり国保税、それから介護保険料などと同じ納期にするために改正するものです。

具体的に申し上げます。本文の3行目ですが、第4条第1項中の表中とあります。この第4条につきましては、普通徴収に係る保険料の納期の条項です。

まず、「第6期 12月1日から同月31日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで」、これが旧のものです。これ、「第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 翌年1月1日から同月31日まで 第8期 翌年2月1日から同月末日まで」ということに改めるものです。

以上ですが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議案第6号 板倉町総合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第8、議案第6号 板倉町総合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

板倉町総合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本案につきましては、総合老人福祉センターの運営の安定化及び財政の健全化のため、使用者の範囲を町内在住の60歳以上の者とし、町外者等につきましては使用料を納めていただくものと改正するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、細部につきましては同じく担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第6号 板倉町総合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正ということでご説明申し上げます。

本件につきましては、先ほどの町長の提案理由のとおり、使用者の範囲を町内在住の60歳以上の者とし、町外者につきましては有料とするためなどの一部改正でございます。

総合老人福祉センターにつきましては、町の財源で運営されております。現在は町内、町外の者にかかわらず60歳以上の方につきましては無料となっております。ただ、最近町外の利用者が増加傾向にあるということ、それによりまして町内の方の利用が制限されるということが生じております。また、これまで両毛広域都市圏総合整備推進協議会の協定によりまして、公共施設の相互利用により無料化が図られてきました。ただ、昨年11月に老人福祉センターが相互利用対象施設から除外されました。邑楽郡内におきましても、現在検討中の明和町を除きましてほかの町ではこの公共施設、相互利用施設からそれぞれの福祉センターが既に除外されております。したがって、町外利用者の有料化を実施している状況にあります。こうしたことから、当町におきましても町外の方の入館料を有料にするというものでございます。

改正内容ですけれども、本文4行目を見ていただきたいと思います。第8条、これ使用者の範囲の条文です。第8条の第1項中の「60歳以上の者」を「町内在住の60歳以上の者」に改めます。

また、第3項としまして新たに使用料につきましては指定管理者の収入とするという条文を加えました。これにつきましては、郡内でも指定管理者の収入としている町が多いということ踏まえまして加えたものでございます。ちなみに町外者の使用料につきましては200円ということになります。

平成22年5月1日から施行いたします。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） ちょっとこの中身というか、形式のことをお聞きしたいのですけれども、この福祉協議会は指定管理者として指定されて運営されているのですけれども、このこういう使用料とか、こういう細かい管理区分も指定管理者として福祉協議会が独自には責任というか、そういうことはできないのかと。

これ、全部町がやるわけですけれども、この板倉町と指定管理者としての福祉協議会との関係について、これどの辺までその福祉協議会の責任区分で、町の区分との関係がよくわからないので、それ説明できれば、これちょっと説明いただきたいのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 基本的に、町の条例によって福祉センターですか、それについては決められているのですけれども、平成18年から指定管理者制度ということで福祉センターを指定管理者にしたわけです。

ただ、その指定管理者の1つのこの権限といいますか、そういった部分については例えば中の運営関係がありますよね。そういった部分については、ちゃんとそこを運営については任せるという部分で、ただ大きな枠組みとしては町の条例の中で細部が既定されておりますので、そういった部分でやっています。

指定管理者制度との1つの例えば町との絡み、関係ですけれども、例えば町のほうからそういった指定管理ということでやることによって、その社会福祉協議会ですか、そこの1つのこの経費削減とか、あとは住民サービスの向上という部分で、その辺の部分で運営をある部分らせているということです。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） この使用料金だとか、こういうのはそんな細部の問題だと思うのですけれども、その指定管理者の権限、例えばいろいろ、そんなにないのか、板倉町では。あとこういうケースですと、あそこの保育園、そらいろいろ保育園だとか、ああいったところなんかでも、板倉町が相当権限があるというか、指定管理者であるにもかかわらず板倉町はどこまで関与できるとか、介入できるとか、そういうのが非常にこれあいまいなのですね、そうしますと。

さっき荒井課長の説明だと、福祉センターをお任せしているわけだから、本当のならばその範囲内で運営は大きなものをかえるとか、お金がかかるものはいろいろ相談されなければいけないのでしょうかけれども、こういったものなんかは指定管理者が独自に町外の人を有料にするとかしないとかというのは、そういうのはやっぱりできないような範囲の問題なのですかね、これ。意味はわかるのだけれども、うまく説明できないけれども。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） その例えば使用料の金額とかそういった部分ですよ。

それは、基本的に町の条例の中で位置づけして、条項の中に位置づけしてあるのですけれども、その中で

決められたものですから、例えば指定管理者のほうでそれを決めることはできないです。

基本的な法的性格の部分としては、その指定管理者制度の中ではあくまで管理代行という形で、例えば社協ですけれども、管理代行という形の性格がありますから、あくまで大枠はその町の条文の中で基本的にやっていくということです。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。

町内在住の60歳以上の者というふうに今なるわけですが、これが町外と町内の人のわかりやすい、何かこう提示するもの、そういうものをこれ改正とともにやってはいかががでしょうか。それでないと、何かちょっと意味がないかなと。やはりその辺があるといいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 現在5月1日から施行ということですので、町内の人には利用者証、それを発行する予定です。

今その準備を進めているところです。

○10番（秋山豊子さん） わかりました。

○議長（塩田俊一君） ほかに。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。

私も福祉文教のほうで指定管理者制度のことにに関して、聞きかじった範囲内でちょっとお尋ねしたいのですけれども、指定管理者というのはもともと三位一体改革の流れの中で行政経費を抑えるために民間委託をしてとことん経費を削るという中で指定管理者制度が導入されたと聞いています。板倉町においても、福祉センターだとかそういう形の中で福祉協議会が図らずともやらざるを得なくなったといういきさつがあります。小林新内さんが、ずっとその管理者をやっているのですけれども、本来よその町ですと本当の意味で民間企業で受託してやっているというところもあるとは聞いております。

ただ、収支にかかわることですので、板倉町の場合はやむにやまれず指定管理者制度の中に福祉協議会がかわってやっているというような、そういういきさつも伺っております。以上です。

特に聞きたいのは、この200円という数字なのですけれども、やはり必要経費を行政体で取るということではできないので、やっぱり指定管理者から民間委託者から取れるという法的な枠組みの枠外におさまるのかなと推察します。これ、郡内で取っているというのですけれども、同一額にさせていただきたいなどは私思うのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいまのご質問ですが、私も聞き伺った話でということでとりあえず答えますが、その指定管理者制度を導入し、そこを募集をしたところ、民間の募集、要するに応募がなかったということと、消極的にしていわれる社会福祉協議会が手を挙げたということで、そんな話を私は一応聞いております。

細部については、また経過を説明申し上げます。

200円につきましては、当然社会福祉協議会のほうから、指定管理をしている現場のほうからそういった形をとりたいということで、町のほうから発案をしたものではございません。

加えて、郡内近隣もどうかということですが、相手のあることですので、私どもがまた提案すべきものかどうか、これは微妙なところでございます。それぞれ施設も違うでしょうし、いわゆる施設が違うということはサービスももしかしたら違うかもしれませんので、今のところなぜ200円なのかということも私はわかりませんが、200円上げたいということで同意を求めたところでございます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） その使用料の200円の関係ですけれども、私そのなぜ200円かというのはちょっとわかりませんが、ただ郡内の状況を見ますと、千代田町がやっぱり200円なのです。邑楽町も200円、それから明和町も200円なのですけれども、郡内のこういった状況を見まして板倉町も200円というのが設定されたと思うのですけれども。

○議長（塩田俊一君） ほかに。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第7号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第9、議案第7号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第7号について説明を申し上げます。板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてでございます。

本案は、群馬県との連携による融資制度である小口資金に係る借りかえ制度を継続して実施するための改正でございます。この制度の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱が平成21年12月24日に改正されたことに伴い、本町においても所要の改正をあわせて行うもので、借りかえ制度の対象となる既往債務について平成22年3月31日までに融資申し込みがあった場合としていたものを、平成23年3月31日までと

延長するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、この件につきましては担当課長の説明はございません。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議案第8号 板倉町と東毛広域市町村圏振興整備組合との間における東毛広域市町村圏振興整備組合立群馬の水郷の管理等に係る事務委託の廃止について
議案第9号 群馬の水郷管理条例の廃止について

○議長（塩田俊一君） 日程第10、議案第8号と日程第11、議案第9号の2件は群馬の水郷の関係であり関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続きまして、議案第8号 板倉町と東毛広域市町村圏振興整備組合との間における東毛広域市町村圏振興整備組合立群馬の水郷の管理等に係る事務委託の廃止について、それと議案第9号 群馬の水郷管理条例の廃止についてにつきましてはそれぞれ関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

群馬の水郷公園につきましては、昭和61年5月に東毛広域市町村圏振興整備組合の施設として開園し、以降板倉町においても維持管理を行ってまいりましたが、本年4月1日付で板倉町に移管されることに伴い、現在東毛広域市町村圏振興整備組合が事務委託に関する規約を廃止することに伴い、町の管理条例につきましても3月31日をもって廃止するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

これも担当課長の説明は特別ございませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより各議案別に審議を行います。

日程第10、議案第8号 板倉町と東毛広域市町村圏振興整備組合との間における東毛広域市町村圏振興整

備組合立群馬の水郷の管理等に係る事務委託の廃止についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号 群馬の水郷管理条例の廃止についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（塩田俊一君） 日程第12、議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成22年3月28日から本組合の構成市町村である六合村が廃止され、その区域が本組合の構成市町村である中之条町に編入されること、2つ目に本組合の組織団体である下仁田南牧医療事務組合が平成22年3月31日限りで常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を取りやめること、3つ目に本組合の組織団体である館林邑楽農業共済事務組合が平成22年3月31日限りで解散すること、以上3つの理由に伴う群馬県市町村総合事務組合の規約の変更でございます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により一部事務組合の構成

市町村と協議を行うこととなっておりますので、お諮りをするものでございます。

以上ご説明申し上げました。

これも担当課長の説明はございませんが、よろしくご承認、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議案第11号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

○議長（塩田俊一君） 日程第13、議案第11号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続きまして、議案第11号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成22年3月28日から本組合の構成市町村である六合村が廃され、その区域が本組合の構成市町村である中之条町に編入されることに伴う群馬県市町村会館管理組合の規約の変更でございます。一部事務組合の規約の変更につきましては、前議案と同じく地方自治法第286条第1項の規定により一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっているもので、お諮りをするところでございます。

以上、ご説明を申し上げます。

同じく担当課長の説明はございませんので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○議長（塩田俊一君） 日程第14、議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年3月28日から群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である六合村が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である中之条町に編入されることに伴い、同広域連合規約を変更するものでございます。

担当課長の説明はございませんが、以上、ご説明申し上げ、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議案第13号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継について

○議長（塩田俊一君） 日程第15、議案第13号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第13号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継についてをご説明

申し上げます。

本案につきましては、館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継について関係市町と協議をするため、議決を求めるものでございます。

これは、同組合同規約第14条の規定によりまして、同組合の解散に伴う事務についてを新組織である群馬県農業共済組合が承継するというものでございます。事務内容の主なものにつきましては、平成21年度会計決算事務、平成22年2月、3月の家畜、園芸施設共済の事故関係処理事務、その他3月分の業務関係支出（電話代、あるいは事務用品代等）の事務でございます。

以上、申し上げましたが、同じく担当課長の説明はございませんが、よろしくご審議の上、ご決定をいただきたいと思っております。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたしたいと思えます。再開は10時15分より行います。

休 憩 （午前10時02分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○議案第14号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第16、議案第14号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第14号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。本補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,810万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を56億2,970万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、地方特例交付金に840万7,000円、国庫支出金に1億1,260万5,000円、財産収入に303万7,000円、寄附金に714万円、繰越金に5,234万8,000円を追加をいたしまして、自動車取得税交付金を100万円、分担金及び負担金を613万2,000円、使用料及び手数料を66万円、県支出金を1,496万8,000円、繰入金を1億537万5,000円、諸収入を171万円、町債を9,180万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に8,497万円、商工費に48万5,000円を追加をいたしまして、議会費を180万2,000円、民生費を3,443万円、衛生費を2,235万5,000円、農林水産業費を1,463万9,000円、土木費を211万8,000円、消防費を436万1,000円、教育費を3,873万5,000円、公債費を168万4,000円、諸支出金を343万9,000円を減額するものでございます。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第14号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,810万8,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,970万9,000円とするものでございます。

また、2表におきまして繰越明許費でございますが、翌年度へ繰り越して使用することができる経費につきましては第2表によるところでございます。

3条債務負担行為の追加でございますが、こちらにつきましては第3表、債務負担行為補正によるところでございます。

4条地方債の補正でございますが、こちらにつきましては第4表、地方債補正によるところでございます。

続きまして、2ページから5ページにつきましてはただいま町長の提案理由の説明のとおりでありますので、省略をさせていただきます。6ページをお願いをいたしたいと思っております。

6ページの第2表、繰越明許費でございますが、こちらにございましており2款総務費、1項の総務管理費でございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で8,000万円を繰り越しをいたすものでございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費でございますが、子ども手当準備事業で404万6,000円を繰り越しをいたすものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費でございますが、新型インフルエンザワクチンの接種実費負担費用の軽減事業ということでございますが、こちら460万円の繰り越しをいたすところでございます。

次に、9款消防費、1項消防費でございますが、防災対策事業といたしまして110万円を繰り越しをいたします。

次に、10款の教育費、2項小学校費でございますが、小学校屋内運動場の耐震化対策事業といたしまして700万円の繰り越しでございます。合計いたしまして9,674万6,000円を翌年度へ繰り越しをいたすものでございます。

次に、第3表の債務負担行為補正でございますが、小学校パソコン教室用のパソコンソフト更新設定業務といたしまして、平成22年度184万円でございます。こちらにつきましては、ソフトの更新後の使用開始が4月1日となるものでございますので、3月中に更新作業に着手をいたす必要があるということで債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

次に、7ページ、第4表、地方債の補正でございます。こちらは、2点ばかりございまして、まず一般公共事業債であります。国営附帯県営農地防災事業で10万円を減額いたしまして2,960万円の限度額を設けるものでございます。

次に、学校教育施設等整備事業債、東小の耐震補強・大規模改造工事の事業にかかわる起債でございますが、こちらにつきましては既決額1億2,430万円から9,170万円を減額をいたしまして、3,260万円といたすものでございます。この理由といたしますと、公共投資臨時交付金が新たに国から交付をされることになっております。こちらが、金額では4,108万3,000円ばかり公共投資臨時交付金ということで交付されることになってまいりましたので、これの兼ね合いで減額をさせていただくということでございます。

なお、附則にかかわる部分につきましては公共施設等整備維持基金を充当するというところでございます。

次に、8ページ、9ページにつきましては省略をさせていただきまして、10ページへお願いをしたいと思います。

まず、歳入でございますが、2款の地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税でございますが、300万円の減額の補正でございます。これにつきましては、昨年の法改正によりまして従来の地方道路譲与税から地方揮発油譲与税にかわったわけでございますけれども、経過措置の期間にかかわる算定等の見込みに差が生じたので、こちらでは300万円を減額をさせていただくものでございます。

次に、3項の地方道路譲与税でございますが、1目地方道路譲与税300万円の増額ということでございます。こちらは、ただいま申しましたとおり経過措置、旧法によります交付予定額の増加ということでございまして、1項、3項を合わせますと増減はないということでございます。

次に、8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目の自動車取得税交付金でございますが、100万円の減額ということでございます。

次に、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金でございますが、751万3,000円の増額補正ということでございます。こちらにつきましては、交付予定額が当初見込みを上回ったことによります増額ということでございます。

次に、11ページをお願いいたします。2項の特別交付金、1目の特別交付金でございますが、89万4,000円の追加ということでございます。こちらにつきましては、交付額の確定による補正でございます。

次に、12款分担金及び負担金、2項負担金、1目の民生費負担金でございますが、590万円の減額ということでございます。こちらにつきましては、保育園の入園児の人数の確定による減額ということでございます。

次に、2目の農林水産業費負担金でございますが、23万2,000円の減額ということでございます。こちらにつきましては、第一排水機場の維持管理費負担金といたしまして、館林市、それから藤岡町からの負担金の減額ということでございます。

次に、13款使用料及び手数料、第1項使用料でございますが、こちらにつきましては1目総務使用料、4

目土木使用料、合わせまして66万円の減額でございます。

では、12ページをお願いいたします。14款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございますが、こちらにつきましては278万円の減額ということでございまして、減額理由の主なものといたしますと2節の児童福祉費負担金であります。先ほど園児数の確定ということを申し上げましたが、それに伴います負担金の減額ということでございます。

次に、2項の国庫補助金でございますが、1目民生費国庫補助金では169万9,000円の追加でございます。

次に、13ページへお進みいただきたいと思いますが、2目衛生費国庫補助金では162万2,000円の減額、土木費国庫補助金につきましては164万8,000円の増額でございます。

次に、4目の教育費国庫補助金でございますが、1,198万9,000円でございます。こちらにつきましては、東小耐震補強及び大規模改修工事事業の補助金確定による追加でございます。

次に、5目の総務費国庫補助金でございますが、1億509万4,000円の追加でございます。こちらにつきましては、説明のところを見ていただくとおりでございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で68万7,000円を減額をいたすものでございますが、逆にきめ細かな臨時交付金で6,469万8,000円を追加をいたすものでございます。合わせまして公共投資臨時交付金4,108万3,000円を追加をいたすということでございますが、この公共投資臨時交付金につきましては起債対象事業に充当することが要件ということでございまして、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり東小学校の関係への充当ということでございます。

次に、3項の国庫委託金でございますが、3目農林水産業費国庫委託金で342万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては、第一排水機場の管理費委託金の減額によるものでございます。

次に、14ページへお進みをいただきたいと思いますが、15款の2項の県補助金でございますが、こちらにつきましては1目総務費県補助金、2目民生費県補助金、それから3目の衛生費県補助金、5目の農林水産業費県補助金、合わせまして1,323万8,000円の減額でございます。主な内容といたしますと、生産調整関係の補助金の減額等がございます。

では、16ページをお願いいたします。3項の県委託金でございますが、総務費県委託金では10万2,000円の追加ということでございますが、これにつきましては統計関係での委託金の追加でございます。

次に、16款1項財産運用収入、2目の利子及び配当金でございますが、303万7,000円の追加ということでございますが、これにつきましては各基金の利息収入の増加に伴います追加ということでございます。

次に、17ページをお願いいたします。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、2目指定寄附金、合わせまして714万円の追加でございますが、こちらにつきましては2目の指定寄附金のうち群馬の水郷の維持管理にかかわります東毛広域圏からの寄附金660万円を追加いたしているところでございます。

次に、18款の繰入金、1項の特別会計繰入金でございますが、1目老人保健特別会計繰入金、2目の後期高齢者医療特別会計繰入金、合わせまして924万8,000円の追加でございます。

次に、18ページをお願いいたします。2項の基金繰入金でございますが、1目財政調整基金繰入金を8,000万円の減額、それから2目の減債基金繰入金を2,398万円の減額、3目のふるさとづくり事業基金繰入金を264万3,000円減額、4目の公共施設等整備維持基金繰入金につきましても800万円の減額ということで、合わせまして1億1,462万3,000円の減額でございます。この理由といたしますと、繰入額の決定による減額ということでございます。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目の繰越金でございますが、5,234万8,000円を追加いたすものでございます。

続きまして、19ページの21款町債、第1項町債で2目の農林水産業債がございますが、先ほどの補正の起債の関係で申し上げましたとおり農林水産業債では10万円の減額。それから、3目の教育債では9,170万円の減額、合わせまして9,180万円を減額させていただくものでございます。歳入合計で3,810万8,000円の減額ということでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。こちらから歳出になりますけれども、1款1項1目の議会費でございますが、180万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、人事院勧告に伴います議員期末手当の減額でございます。

次に、21ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費でございますけれども、1目一般管理費、2目文書費、6目の企画費、15目ふるさとづくり費、続きまして22ページのほうへお進みいただきたいと思いますが、16目の基金費、それから17目地域活性化・経済危機対策費でございますが、こちらにつきましては地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業で550万円を追加いたすものでございます。

次に、18目の地域活性化・緊急経済対策費の関係でございますが、8,000万円の追加ということでございまして、こちらにつきましては地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業8,000万円でございます。この内容としますと緊急の町単独道路整備事業及び道路の補修事業ということでございます。こちら総務管理費の合計が8,506万8,000円の増額ということでございます。

次に、23ページをお願いいたします。2項徴税費でございますが、1目税務総務費、2目の賦課徴収費、合わせまして30万円の減額ということでございます。

続きまして、24ページへお進みをいただきたいと思いますが、5項の統計調査費でございますが、1目統計調査総務費、2目の指定統計調査費、25ページの合計欄をごらんになっていただきたいと思いますが、こちら合わせまして13万4,000円の増額補正ということでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費31万4,000円の減額。

2目の高齢者福祉費でございますが、こちらにつきましては1,073万8,000円の減額でございます。この主なものいたしますと、27ページのところをごらんになっていただきたいと思いますが、地域介護・福祉空間整備事業で224万1,000円の減額、それから一番下のところ、介護保険特別会計繰出金で885万9,000円の減額でございます。

次に、3目の障害者福祉費でございますが、48万7,000円の減額でございます。この主なものいたしますと障害児の自立支援事業で109万8,000円の追加がございますが、続きまして28ページへお進みいただきたいと思いますが、こちらでは、自立支援対策特例交付金事業で177万5,000円の減額が主なものでございます。

次に、4目の福祉医療費でございますが、200万円の追加ということでございます。こちらについては、医療費の不足による追加でございます。

次が、5目の後期高齢者医療費でございますが、1,094万2,000円の減額でございます。これにつきましては、負担金と繰出金の確定による減額ということでございます。この社会福祉費合計で2,048万1,000円の減額となるものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。2項の児童福祉費でございますが、1目児童福祉総務費304万8,000円の追加でございますが、こちらにつきましては子ども手当準備事業の関係で404万6,000円の追加が主な要因でございます。

次に、2目の児童措置費でございますが、1,742万4,000円の減額でございます。こちらにつきましても保育園の入所児童の確定によるものでございまして、保育園の広域入所委託事業等で270万円の減額、次に民間保育所の保育委託事業で1,300万円の減額であります。これが主なものでございます。

では、30ページをお願いいたします。次に、3目の保育園費でございますが、42万7,000円の増額。

次の4目につきましては、節の予算の組み替えでありまして補正の増減はございません。児童福祉費、合わせまして1,394万9,000円の減額ということでございます。

次に、31ページでございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で1,236万1,000円の減額でございますが、こちらにつきましては邑楽館林医療事務組合の負担金1,266万7,000円の減額、それから古河赤十字病院の移転新築負担金として30万6,000円を追加する内容でございます。

次に、2目の予防費でございますが、1,017万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては、女性特有のがん検診推進事業で実績見込みによりまして147万円を減額するものでございます。また、あわせまして新型インフルエンザワクチンの接種実費負担費用の軽減事業で870万1,000円を減額するものでございます。

3目の環境衛生費につきましては、15万円の追加でございますが、火葬費補助金の不足見込みによる追加でございます。

次に、33ページをお願いいたします。こちら6款農林水産業費、1項農業費でございますが、農業総務費152万3,000円の減額でございます。この要因といたしますと、館林邑楽農業共済事務組合の負担金が確定したことによります減額155万5,000円が主なものでございます。

次に、3目の農業振興費でございますが、843万円の減額でございます。こちらにつきましては、転作麦作団地の助成事業で350万7,000円の減額、それから農業農村応援事業で、やはりこれ366万円の減額が主な内容でございます。

次に、34ページをお願いいたします。5目の農地費でございますけれども、518万6,000円の減額でございます。この内容につきましては、国営附帯県営農地防災事業の負担金が確定いたしましたことによりまして342万8,000円の減額でございます。それとあわせまして、邑楽東部第一排水機場維持管理事業の関係で電気料負担の減額が98万円ということが主なものでございます。

次に、7目の農村環境整備費でございますが、50万円の追加ということでございまして、農道整備工事費の追加50万円でございます。

次に、35ページでございますが、7款商工費、1項の商工費、1目の商工総務費でございますが、48万5,000円の追加でございます。こちらにつきましては、産業振興課産業政策係が販売センターのほうに事務所を構えたことに伴います販売センター施設の光熱水費の費用負担の関係の追加、それから公用車の維持管理関係の追加ということでございます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路維持費でございますが、540万円の追加でございます。この主な内容といたしますと、道路維持事業といたしましてニュータウン内の北部環状線の植栽の伐採関係

の委託料で400万円の追加でございます。それから、道路台帳の補正事業で140万円の追加ということでございます。この関係につきましては、臨時交付金事業で大変道路の整備が進んだことに伴います道路台帳補正の件数の増加に伴う追加でございます。

36ページをお願いいたします。3目の道路新設改良費でございますが、こちらにつきましては節の組み替えだけでございますので、補正増減はございません。

4目の橋梁新設改良費70万円の追加でございますが、こちらにつきましては八間樋橋の整備事業にかかわります調査設計業務委託料を70万円追加をいたすものでございます。

次に、4項の都市計画費でございますが、2目の公園費100万円の減額、3目の下水道費435万8,000円の減額でございます。合わせまして535万8,000円の減額でございます。

次に、37ページの5項住宅費、1目住宅管理費をお願いいたします。こちらでは286万円の減額でございますが、住宅・建築物耐震改修事業としての対象となる事業の実施がなかったことによります減額でございます。

では、38ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、1目の常備消防費でございますが、こちら104万3,000円の減額、2目の非常備消防費314万6,000円の減額、3目施設費60万7,000円の減額でございますが、これらにつきましてはそれぞれ負担金の確定による減額、それから3目の施設費につきましては消防組合の負担金内で対応ができたことによる減額ということでございます。

次に、4目の防災対策費でございますが、43万5,000円の増額でございますけれども、この主なものといたしますと洪水にかかわるアンケート調査実施にかかわる予算の追加等が主な要因でございます。消防費合計で436万1,000円の減額でございます。

次に、39ページをお願いいたします。10款の教育費、1項教育総務費でございますが、2目の事務局費124万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、奨学資金貸与事業で132万円の減額をいたすものでございます。

では、40ページをお願いいたします。2項の小学校費、1目学校管理費でございますが、3,585万4,000円の減額でございます。こちらの主な内容を申し上げますと、東小学校耐震補強・大規模改造等の事業ということで工事費2,040万円の減額、それから西小学校浄化槽改修事業で、やはりこちらも工事費の確定によりまして670万円を減額いたすものです。あわせまして、小学校の屋内運動場耐震化対策事業、耐震の調査関係でございますが、こちらは900万2,000円の減額をいたします。この小学校の屋内運動場の耐震関係につきましては、第2表の繰越明許費でご説明申し上げましたとおり700万円を翌年度へ繰り越すことといたすものでありまして、その差額の900万2,000円を減額するものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。3項の中学校費、1目学校管理費130万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、主なものといたしまして中学校の屋内運動場耐震化対策事業の委託料の確定による減額135万円が主な内容でございます。

では、42ページをお願いいたします。こちら4項社会教育費でございますが、2目の文化財保護費、5目の中央公民館費、6目東部公民館費、7目南部公民館費、それから43ページへまいりまして、9目わたらせ自然館費、合わせまして48万円の追加でございます。

次に、5項の保健体育費でございますが、1目保健体育総務費、2目保健体育施設費、こちら合わせまし

て81万円の減額をいたすものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。12款1項公債費、2目の利子でございますが、168万4,000円の減額でございます。こちらにつきましては、長期債の償還利子の確定による減額168万4,000円でございます。

次に、13款2項土地開発基金費、1目の土地開発基金費でございますが、56万1,000円の追加ということでございますが、こちら基金から発生します利子の増加に伴う追加補正でございます。

次に、45ページでございますが、3項の開発公社費、1目の開発公社費でございますが、400万円の減額でございます。こちらにつきましては、板倉町土地開発公社への利子補助が確定いたしましたことによります400万円の減額でございます。歳出合計合わせますと3,810万8,000円の補正総額ということでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議のほど、ご決定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 幾つかお聞きしたいことがあるのですが、まず全体的な、総体的なこととして、例年、いつもあれですか、この3月の補正でこんな多岐にわたって減額補正をされているのか。

あと1カ月ですから、大体もう目安はついているからこういうふうにしたのかと思うのですが、これは例年こういうふうに行われているのかということをお聞きしたいことがまず第1点と、先ほど説明の中で国から1億500万円ですか、地域活性化の臨時交付金というのが来たわけですが、これがせっかく来たわけなのですが、いろいろ道路工事とかそういうのに使われているようなのですが、何かさっきの説明ですとその一部に起債の減額に充てたなんていう説明もあったのですが、それ私の聞き違いでしょうか。そういうことも聞きたいということです。

それから、この支出の中で31ページの保健衛生費の1項の1目に、この館林の医療組合の負担金というのが1,266万7,000円、これ減額になっているのですが、これはこの時点でどういうふうにしてこれは減額が確定したのかということです。

それと、29ページのこの民生費の2項の2目の中に、民間保育所児童委託費というのが1,300万円、これ減額になっているのですが、これは結果的に何か予算をつけたけれども、何もなかったということで減額になったふうにも見えるのですが、その辺のことについて説明いただければと思うのですが。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、私のほうから、まず最初のご質問の3月の補正で毎年このように行われているということからお答えいたしますが、この時期はいろんな補助事業の確定とか、あるいはただいまお話がありました病院等への負担金、こういったものが確定をするという時期でありますので、それに伴ってこういう補正を各号やってきているということでもあります。

ですから、今回特にこれが例年に比べて项目的に多いということではないというふうに私は受けとめております。それと、国庫からの関係でございますが、まず今回補正をさせていただいたもので今回初めて出て

きたものを申し上げますと、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、これが6,469万8,000円の追加ということでございますけれども、この今回のきめ細かな臨時交付金につきましては用途がインフラ整備が要件ということでありまして、板倉町で現在考えられるものといいたしますと道路整備以外にはちょっと考えにくいと。というのは、これもやはり1年の繰り越しは認めるということではありますが、22年度中に事業が完了するものというのが条件でございます。ということでありまして、やはり道路でしかないのかなというところがございます。

それと、もう一つ、地域活性化・公共投資臨時交付金、これが4,108万3,000円の追加ということで、今回新たに出てきたものでありますけれども、これにつきましては先ほど説明でも申し上げましたとおり起債対象事業に充てるということが、この交付の条件になっております。今年度既に完了した事業に充ててもいいということも要件の中にも入っております。その要件に当たるものとしていろいろ精査をした結果、東小学校の耐震、それから大規模改修事業が起債対象事業でありまして、ここに充てるほかに充てられる事業がなかったということで、これを充てるものでございます。

ただし、起債の補正額と比較しますと、この臨時交付金の額のほうが小さいということでございますけれども、この学校の工事関係につきましてはいろんな項目がありまして、それぞれに起債の枠が決まっております。ということで、この今回の公共投資臨時交付金4,100万円をそこにスポットを当てて、その差額だけを起債から落とすというのが、なかなか帳じり合わせができないような工事内容の組み立てがあるということで、国からの交付金と起債の減額補正がぴったりいかないということでご理解いただきたいと思っております。

あとが、病院の負担の関係と、それから保育園の関係につきましては、私がお答えするよりも担当の課長から答えてもらったほうがより詳細な内容がご説明できると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 邑楽館林医療事務組合負担金で1,266万7,000円の減額ですけれども、これ当初経営基盤強化対策費ということで1億円がその事務組合の中の予算の中に組み込まれていました。今回これが不要になったということで、構成市町の負担額がそれに伴いまして減額になったという理由です。

当初板倉の負担額ですけれども、6,904万2,000円組まれていました。今回5,637万5,000円ということで、その差額がこの減額の額になります。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 北山福祉課長。

[福祉課長（北山俊光君）登壇]

○福祉課長（北山俊光君） 民間保育所の児童の関係なのですが、これにつきましてはそらいろ保育園の関係なのですが、当初の予算のときに120人ぐらいで見込んでおったのですが、現実的には103人ぐらいで今推移をしているということで、この金額の減額になりました。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 先ほど、荒井課長の説明ですと、それは何か今年度というか21年度だけ単年度の話で、そういうのが何か1億円の基金をつくらうとしたけれども、それが不要になったというかやめたということか。そういうことで、これ板倉の負担分が減額になったということですね。

それと、北山課長の今のそらいろ保育園の話、この1,300万円というのは……

「130万円なんだ」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） その人数が減った分の、これ何、板倉町の負担分はこれだけ減ったわけね。

「そういうことです」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） 国からもこの金が入っているわけ。

「いや、国からも当然減ってきます。総額になっちゃうわけですから」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） 総額はね。

それで、もう一度中里課長にお伺いしますけれども、ここで補正減額することもいいのでしょうし、繰り越して来年度に締めてから繰越金でまとめて繰り越すのも、どっちでもこれは決算上はいいのでしょうけれども、何か今年は早目にあれですか、減額補正して、現実に合わせて数字をしたというふうに見受ける、そんなことないのですか。

それと、先ほどのもう一つ、例の東小学校の耐震工事の起債分というのは、あれはもう工事が終わった段階で起債されてしまっているのですか。払ってしまっているのでしょうか。起債をして払ったのを、減額することになると、何、その起債分をこの四千何百万円か、ここの段階で返済するということなのですか。

私が、ちょっと疑問に思うのは、せっかく国から景気対策でお金が来たわけだから、それを本来でいけば使って景気を刺激すると。地方は地方なりに金額は少なくてもしていくことが本来のこの目的かなと思うのですが、既にその予算に組まれた、例えば先ほどの耐震工事で支払い済みであったものも対象になるという説明なのですが、それはそれも1つの方法かもしれないですが、それは考え方のいろいろな違いであって、今のその起債の発行してしまったものを取り消しているのかどうか、その辺もう一回説明いただければと思うのですが、

それと、補正をこの時点で補正で減額するか、後でその残ったものを繰り越すか、その考え方というのは別に変わったのではないのだということであれば、その辺の説明もいただければと思うのですが、

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） ここで補正をするということは、やはり現実の動きに即して予算をとることが適切かというふうに考えております。

ただいま議員がおっしゃるような、その繰り越しという発言でございますが、繰り越しということが、では不要な予算を全部繰り越せというようなお考えでの発言なのか、ちょっと私は理解ができなかったのですが、それについてはまた後でご教示いただければというふうに思います。

それと、小学校の関係の起債でございますけれども、これについてはまだ借入れは起こしておりません。やはりいろんな国の動向等もありまして、こういった今回の公共投資の交付金の動きも情報としてはつかんでおりましたので、何らかの事業に充てられるかどうかを推移を見守っておりまして、その結果で今回国から配分が来たことを受けまして、起債の予定を減額させていただくということでありまして、これから借入れを起こすということでございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうしますとあれですか、その東小学校の耐震工事の支払いは起債を起こさずに、もう支払い済みなのでしょうから、支払ったということなのですね。そういうことですね。既にもうお支払いになったのでしょうか。夏というか、秋口に。夏休み中に完成したのでしょうか。

それと、先ほど中里課長は何て言いましたか、不用予算だから、不用なものだから不用額で余るわけでしょう。余ったものは、みんな最終的にトータルして繰り越しという形で今までもやっていたのでしょうか、そういう意味で私は聞いたのです。不用になったものは、いつも決算と、それから不用額として出てきて、そのトータルが余ったものを繰り越すというような形で例年やっているのでしょうか、そういうことなのか、現実に合わせて繰り越しを少なくして、もう補正を減額して、それで今年は小さくするか、どちらかを選択したのですかと聞いたのですけれども、わかりますか。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 申しわけありませんでした。

繰り越しというお言葉を繰越明許というように受けていましたので。ですから、最終的に決算をすれば繰り越しは出てくるのは、これまでの状況から見てもあるだろうと予想はしております。ただし、やはり予算の適正な執行ということから考えますと、ここで例えば歳出の予算に関して申し上げますと、当然余ることが明白なものを、そのまま減額もせずに残すということが我々が仕事をする上では適当ではないという判断をいたしております、そういった判断のもとに極力現状に即するような予算組み立てをするべきということから今回も補正に臨んでおるところでございます。

以上です。

[「支払いのこと、東小の」と言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 東小の工事費の支払いについては済んでおります。

[「そんじゃさ、起債発行せずに支払ったんでしょ。起債しないで支払いをしちゃったんでしょ」と言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 起債の関係につきましては、財政のほうで担当しております、ちょっと私は承知していませんが。

○7番（青木秀夫君） ちょっと、もう一回。

だって、予定は国から補助金に来て、残りの分の起債をして支払うと予算を組んだのでしょうか。ということは、国から来たお金と起債を発行したお金で支払ったと、工事代を。そういうことではなかったのですか。

だけれども、今支払ったのは間違いないのでしょうか、起債を発行していないということ、要するに借金をしていないということになれば、手持ちの金で支払ったということになるわけだから、当然。そこを聞いたわけです。知りませんと言ったって、だれか知っているのでしょうか、それは。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 支払いにつきましては、その時点でのいわゆる歳計現金の現在高が支払いに耐えられるかどうか、これを判断いたしまして支払っていると。

ですから、当然その時点では支払いに耐えられるだけの歳計現金の残高があったということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ページ数が31ページの衛生費、2目の予防費のところでは女性特有のがん検診推進事業の中で、何名の対象者に対して何名受診したか。

また、医療機関としてはどこの医院が多かったのかということが1つと、あとページ数37ページの土木費、1目の住宅耐震改修補助金の中で、これも広報で募集してございましたけれども、何軒ぐらいやったか。その結果はどうであったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 女性特有のがん検診推進事業ですけれども、子宮頸がんが受診者135名です。対象者が500名ですから、27%。それから、乳がんですけれども、受診者が218人、対象者数が594名で、これは36%です。

医療機関はどこで受けたのが多いかということなのですけれども、ちょっとそれは把握していないのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 木造の耐震診断を受けた方でありますけれども、6名の方が耐震診断を受けられまして、まだ結果は測量のコンサルの建築専門家の方が調査を行っているわけでありますけれども、まだ結果は出ておりませんけれども、今回この耐震診断を受けた方については6名であります。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 女性が受けた医療機関をちょっとお聞きしたのは、何か私も聞き取って見たのですけれども、そうしましたらやはり女医さんが、女性のお医者さんがいるところがよかったというのをちょっとお聞きしたものですから、全体的に板倉ではどうだったかなというふうにちょっと今思ったのでお聞きしました。

それとあと、耐震の関係なのですけれども、またその結果が出ていないということとあわせて、専門家の方の診断を行った感想というか、そういったこともあわせて聞かせていただければと思いますので、まとまったときにそれをお知らせいただければ幸いです。

○議長（塩田俊一君） これは、答弁はいいですか。

○10番（秋山豊子さん） いいです。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。
これより議案第14号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第15号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第3号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第17、議案第15号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第15号についてご説明を申し上げます。

平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてでございます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ742万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金に565万2,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金に565万2,000円を追加するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、担当課長から細部につきましては申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第15号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

2ページから5ページまでは、先ほどの町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

6ページと7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、第5款繰越金、1目繰越金ですが、前年度繰越金が確定したことによりまして565万2,000円を追加するものです。

7ページをお願いいたします。歳出ですが、第3款諸支出金、1目償還金ですが、平成20年度県負担金、精算金等が確定したためのもので191万3,000円追加するものです。

同じく第3款1目一般会計繰出金ですが、これも平成20年度一般会計繰出金精算金が確定したためのもので373万9,000円追加するものでございます。一般会計の返還金は、407万3,000円ほどになります。

以上ですが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 1つだけ。

この老人保健というのは、精算はいつになったらこれ精算されるのですか。例えばもう2年目、2年目か、今、平成21年度が。まだあと幾らかこれ続くのですが、これどういうことでこういうのがまだ精算されないのか。1年ぐらいはわかるのですけれども、精算の大体予定とか。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 予定としまして、平成22年度で終了する予定です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ちょっと時間的に早いのですけれども、ここで昼食並びに葬儀の関係がありますので暫時休憩いたします。再開は午後1時半でございます。よろしく願いいたします。

休 憩 （午前11時18分）

再 開 （午後 1時30分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○議案第16号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第18、議案第16号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 引き続きお願いを申し上げます。議案第16号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,666万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に23万8,000円を、繰越金に551万1,000円をそれぞれ追加し、繰入金を310万1,000円に減額をするものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金を286万1,000円減額し、諸支出金に550万9,000円を追加するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、細部については担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第16号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

2ページから5ページまでは町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

6ページと7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、第1款後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料ですが、これ特別徴収保険料と、それから普通徴収保険料が確定いたしましたため、それぞれ補正いたしまして23万8,000円を補正し、7,264万2,000円とするものです。

第3款繰入金ですが、1目事務費繰入金、これ広域連合分ですけれども、165万2,000円の減額です。

それから、2目保険基盤安定繰入金、これ低所得者の保険料軽減分に関するものですけれども、144万9,000円の減額となります。いずれも確定に伴うものです。

第5款の繰越金、1目繰越金ですが、前年度繰越金の確定に伴いまして551万1,000円追加するものです。

次に、歳出ですけれども、第2款後期高齢者医療連合納付金、それから1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、これ広域連合事業の中の広域連合事務費等負担金などの納付金が確定したことによりまして、それぞれ補正いたしまして286万1,000円の減額をするものです。

第3款諸支出金、1目他会計繰出金ですけれども、これ平成20年度後期高齢特別会計の精算によりまして一般会計繰出金としまして550万9,000円追加するものです。これ、一般会計の返還金ということで551万円ということになります。

以上、説明終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議案第17号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第19、議案第17号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第17号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,354万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,477万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に1,194万円を、前期高齢者交付金に1,954万8,000円を、県支出金に24万5,000円を、共同事業交付金に336万1,000円を、財産収入に1,000円を、繰入金に76万5,000円を、繰越金に1,571万3,000円をそれぞれ追加し、療養給付費等交付金を2,802万6,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に58万9,000円を、保険給付費に5,264万2,000円を、保健事業費に7万6,000円を、基金積み立てに2,000円をそれぞれ追加し、介護納付金を1,947万3,000円、共同事業拠出金を1,028万9,000円、それぞれ減額するものでございます。

以上、申し上げましたが、細部については同じく担当課長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第17号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして説明いたします。

2ページから5ページまでは、先ほどの町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

今回の補正につきましては、主に国や県の負担金等が確定したことによる補正でございます。

6ページをお願いいたします。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金ですが、1,187万4,000円の追加です。これは、過年度分、20年度ですけれども、過年度分の確定による補正です。

2目高額医療費共同事業負担金は、14万7,000円の減額です。これも確定に伴うものです。

3目特定健康診査等負担金は、過年度分1万3,000円の追加となります。これも確定です。

同じく3款の国庫支出金、第2項国庫補助金、4目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ですけれども、これ20万円の追加です。これ、高齢者医療制度が円滑に運営されるようにということでの事務的な部分の補助金です。

第4款療養給付費等交付金ですが、これ退職被保険者に係るものです。2,802万6,000円の減額です。これも確定に伴うものです。

7ページになりますが、第5款前期高齢者、65歳から74歳の方ですけれども、前期高齢者の交付金についても1,954万8,000円の追加です。これも確定に伴うものです。

第6款県支出金、第1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金が14万7,000円の減額です。

2目の特定健康診査等、これも負担金ですけれども、1万3,000円の追加。同じく第6款県支出金、第2項県補助金、1目財政健全化補助金ですけれども、37万9,000円の追加です。いずれも確定によるものです。

8ページと9ページをお願いします。第7款共同事業交付金ですが、1目の高額医療費共同事業交付金につきましては999万4,000円の追加です。

2目の保険財政共同安定化事業交付金については663万3,000円の減額です。いずれも確定に伴うものですが、これにつきましては1カ月の医療費が一定額を超えるものに対しまして助成されるというものです。

第8款を飛ばしまして、第9款にいきます。第9款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金ですけれども、説明欄のほうをちょっと見ていただきたいのですが、保険基盤安定繰入金、保険税の軽減分ですけれども、これが88万2,000円の追加です。同じく保険者支援分には133万2,000円の追加ということです。下のほうにあります財政安定化支援事業繰入金、これにつきましては203万8,000円の減額などで、合わせまして76万5,000円の追加補正ということです。

第10款繰越金ですけれども、これは前年度繰越金の精算に係るものです。1,571万3,000円を追加するものです。

10ページと11ページをお願いいたします。歳出ですが、第1款総務費、1目一般管理費28万3,000円の追加ですが、これは前期高齢者医療制度パンフレットなどの印刷費、それから前期高齢者証交付に係る電算委託料などです。

次の総務費、1目運営協議会費ですけれども、これは30万6,000円の追加です。今年度につきましては、この運営協議会、通常より会議を多く開催していますので、その委員報酬の追加分です。

11ページですが、第2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費7,224万9,000円の追加ですが、これは確定に伴うものです。したがって、確定額は10億2,000万円ということです。これ、ちなみに20年度の決算と比較しますと4%の増ということです。

2目の退職被保険者等療養給付費2,000万円の減額についても確定に伴うものです。確定額7,960万円、これ20年度の欠損と比較しますと20.4%の減ということです。

12ページと13ページをお願いいたします。第2款保険給付費、3目一般被保険者高額介護合算療養費9万9,000円の追加です。これ、20年4月から施行されたもので、1年間、8月1日から翌年の7月31日ということなのですけれども、その1年間の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に負担を軽減するというものです。

第6款介護納付金、1目介護納付金1,947万3,000円の減額ですが、これ介護納付金が1億1,388万7,000円として確定したことによる補正です。

第7款共同事業拠出金ですけれども、1目の高額医療費拠出金29万4,000円の減額ですが、高額医療費共同事業拠出金が、これも確定したことによるものです。

13ページをお願いします。第7款共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金999万5,000円の減額ですが、これも確定によるものです。

第8款の保健事業費、1目特定健康診査等事業費2万6,000円の追加ですが、これも確定によるものです。

14ページをお願いいたします。第8款保健事業費、1目保健衛生普及費5万円の追加ですが、医療費通知

作成委託料1回分が不足したための補正です。

以上、歳出合計は下にありますように19億7,477万1,000円ということになります。これ、決算見込みということですが、一応これから若干数字が動くと思えますけれども、決算見込額ということですが。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議案第18号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第20、議案第18号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第18号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,656万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億197万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、保険料を302万4,000円、国庫支出金を1,423万4,000円、支払基金交付金を1,638万6,000円、県支出金を624万7,000円、繰入金を1,674万5,000円、それぞれ減額し、財産収入に7万2,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に1万円、基金積立金に7万5,000円をそれぞれ追加し、保険給付費を5,461万8,000円、地域支援事業費を203万1,000円、それぞれ減額をするものでございます。

以上ご説明を申し上げます。細部については、同じく担当課長からご説明申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

〔健康介護課長（荒井英世君）登壇〕

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第18号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

2ページから5ページまでは、町長の提案理由のとおりですので、省略いたします。

6ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、第1款保険料ですが、302万4,000円の減額です。これは第1号被保険者、65歳以上の方の特別徴収分の減額ということです。

第3款国庫支出金、第1項の1目介護給付費負担金ですが、1,150万2,000円を減額いたします。内訳といたしまして、介護給付費負担金が1,324万2,000円の減額、これは介護給付費の減額に伴いまして国の負担金についても減額されるというものです。施設給付費負担金については、逆に174万円の追加となります。

次の国庫支出金、第2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、高齢者の保険料の格差是正ということで273万2,000円の減額となります。

7ページですが、第4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金ですが、1,638万6,000円の減額です。これは、給付費の30%相当に当たります。

それから、第5款県支出金、第1項県負担金、1目介護給付費負担金は624万7,000円の減額となります。内訳としまして介護給付費負担金が827万8,000円の減額、施設給付費負担金が203万1,000円の追加ということです。

8ページをお願いいたします。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金ですが、682万8,000円の減額ということです。

同じく4目のその他一般会計繰入金203万1,000円の減額ですが、これ臨時職員に係る不用分でございます。

第7款繰入金、第2項の基金繰入金、1目介護保険基金繰入金につきましては1,050万8,000円の減額です。歳出に対して不足する部分は、基金などを崩して充当していますが、今回介護給付費が減額されることに伴いまして基金繰り入れ分についても減額するというものです。

9ページをお願いします。歳出です。第2款の保険給付費ですが、1目居宅介護サービス給付費、これデイサービス、それから訪問入浴とか訪問看護、そういったものですが、その給付費につきましては3,197万5,000円の減額となります。これ、実績、昨年5月から1月までの支払い分、それから見込み分、2月から4月、今年ですけれども、それを算定した結果、不用額が生じたということです。

10ページをお願いします。保険給付費の3目地域密着型介護サービス給付費、これグループホームなどですけれども、2,648万2,000円の減額となります。これも、先ほどと同じように実績と見込みを算定いたしまして不用額が生じたということです。

それから、5目施設介護サービス給付費、これは特別養護老人ホーム、それから老人保健施設、そういったものですが、1,160万3,000円を追加いたします。

11ページになりますけれども、7目の居宅介護福祉用具購入費ですが、これについては168万3,000円減額するものです。

8目の居宅介護住宅改修費についても、これは改修したときにその90%を支給するものですが、限度額は20万円ということで今回160万5,000円を減額するというものです。

12ページをお願いします。9目居宅介護サービス計画給付費ですが、141万4,000円の減額です。

同じく第2款保険給付費、第2項1目介護予防サービス給付費につきましては220万7,000円の減額となります。この介護予防とつきますと、一応対象者が要支援の1と2の被保険者対象ということです。

13ページをお願いいたします。3目地域密着型介護予防サービス給付費は69万6,000円の減額です。

5目介護予防福祉用具購入費につきましては、60万3,000円の減額ということです。

14ページをお願いします。6目介護予防住宅改修費は203万5,000円の減額、7目介護予防サービス計画給付費は72万円の減額ということです。

15ページをお願いします。第3項その他諸費ということで、1目の審査支払手数料は、これ国保連へ委託しているものですが、約1万2,890件、約1万3,000件ですか、見込んでおりますが、27万6,000円の減額となります。

16ページをお願いします。第4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費ですが、45万8,000円の減額です。これ、要介護者に係る高額サービスの給付ですが、低所得者への措置ということです。

それから、2目の高額介護予防サービス費は9万4,000円の減額ということです。これ、先ほど申し上げましたけれども、要支援者に係るものでございます。

17ページをお願いします。第5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費については200万円の追加となります。これ、新しく設けられた制度なのですが、平成20年4月から施行されています。1年間毎年8月1日から翌年の7月31日までの医療保険と介護保険における自己負担の合算額、それが高額になった場合に負担を軽減するということです。ちなみに、板倉町では34件あります。

第2款保険給付費、第6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は202万7,000円の減額です。これも、低所得者の施設入所者の居住費と食費の保険給付費分です。

19ページをお願いいたします。1目介護予防事業費ですが、これ臨時職員の203万1,000円の減額ということです。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。ちょっと伺います。

減額されたという項目は、これを見るとわかるのですが、なぜ5,600万円も減額されたのかというのは、その裏側に何か特別に努力したというそういう経緯はありますか。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 努力というより、実際20年度の決算等とちょっと比較していきますと、保険給付費ですか、それ今年度上がっているのですが、今回減額したという意味なのですが、要するに当初の予算を組みますね、そのときに介護保険事業計画とあるのですが、その中の数字があるのですが、それをこう参考に組んだ部分が大きくあります。

例えば介護については1カ月給付、出る金額ですが、約7,000万円ぐらい出るので、1カ月。そういった部分をこういろいろ勘案していくと、当初の段階である程度予算的にはちょっと多目に見た部分もあります。ですから、その関係で例えばいろんな負担金とか、そういった部分がこう国、県とか、そういった部分が下がってきますので、必然的にこう減額の幅がちょっと大きくなったというのはあります。

以上です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 75歳以上の高齢者が何人いて、そのうち施設入所は何人か。

そして、その入所者1人に対してのかかる経費というか、それを教えていただきたいということ、それから在宅ではどのぐらいの人が在宅をしていて、在宅の中でそのサービスをいろいろ受けていると思うのですけれども、そういうのがどのぐらいのサービスを受けているのが何人ぐらいいるのかということと、あとは地域密着型と特養に入所している人の人数。それと、あとは今期に対しての全体的な現状、それをちょっと伺いたいのですが。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） ちょっといろいろ出ましたので、一つ一つ整理していきます。

まず、75歳以上の人数ということですよ。後期高齢者のほうで考えますと、約2,000人近くが75歳以上の方、町にいらっしゃいます。

[「施設に入っている人」と言う人あり]

○健康介護課長（荒井英世君） いいですか。

例えばグループホーム関係でしたら16人ぐらい、グループホーム、認知症ですね、それ16名。それから…

[「特養」と言う人あり]

○健康介護課長（荒井英世君） 特養ですか、全部の人数ですよ。

ちょっと、時間、いいですか、五、六分とらせてください。

[「1人当たりの費用、あと入所者」と言う人あり]

○健康介護課長（荒井英世君） 1人当たりの費用ですけれども、一応これあくまで概算ですけれども、1人入りますと400万円近くこちらは出る計算になります。ですから、10人入ると4,000万円は出るという勘定です。

[「具体的な現状というのは」と言う人あり]

○健康介護課長（荒井英世君） 現状ですか。

介護について、先ほど申しましたけれども、給付費、それ前年度と比べてこう増加しています。認定者数ってありますよね、介護の。これが、この数も以前は530名近くだったのですけれども、いずれ550名近くになりますので、そういった部分で増えていきます。

ですから、やっぱりだんだん高齢者ととともに、特に板倉町は高齢化率が高いところですから、その需要ですか、それはますます膨らんでいくと思います。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） では、これ全体的にはいいです、後で私に教えていただければ。

ということで、そうしますと、今包括がとても盛んに地域においてやっております。そういう、結局包括の効果がどのぐらい上がっているのかなというの、前も聞いたのですけれども、ちょっとわからないというような感じだったのですが、やはりそこら辺もある程度、すぐにはプラスがこうでマイナスがこうだとい

うのはわからないと思うのですが、それでも随分包括に出てきている、ある程度のお年寄りの方は元気ですよ。そこら辺の効果を長いスパンで調査をして、それがどうなっているかなというのも、ちょっと知りたいなというふうに思っておりますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塩田俊一君） これは、回答はいいですか。

○10番（秋山豊子さん） いいです。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひます。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議案第19号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第21、議案第19号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第19号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から435万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億285万4,000円に補正するものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を435万8,000円減額をするものでございます。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費を26万3,000円減額、水質浄化センター費の委託料を409万5,000円減額するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、担当課長から細部につきましてはご説明を申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

〔環境水道課長（鈴木 渡君）登壇〕

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第19号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正ですが、下水道総務費と水質浄化センター費に係る補正をするものでございます。

5ページまでは、先ほど町長の提案理由のとおりですので、省略をさせていただきます。

6ページと7ページをお願いいたします。歳入ですが、一般会計からの繰入金としまして435万8,000円を減額し、1億6,232万8,000円としまして歳入合計2億285万4,000円とするものでございます。

また、歳出につきましては下水道総務費を26万3,000円に減額しまして、3,036万7,000円とするものでございます。これにつきましては、旅費19万1,000円と全国下水道推進大会の負担金7万2,000円を減額するものでございます。

また、水質浄化センター費の電気設備点検業務委託料409万5,000円を減額しまして、歳出合計を2億285万4,000円とするものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議案第20号 平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第22、議案第20号 平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第20号でございます。平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、収益的支出を800万円減額し、資本的収入に981万円を追加をし、資本的支出に2,040万円を追加する補正でございます。収益的支出につきましては、第1項営業用費用既決予定額3億1,636万5,000円から800万円を減額し、収益的支出を3億3,572万6,000円とするものであります。

資本的収入につきましては、第3項負担金既決予定額2,120万円に981万円を追加し、資本的収入額を7,851万1,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、第1項建設改良費既決予定額1億5,835万8,000円に2,040万円を追加し、資本的支出額を2億1,371万8,000円とする補正でございます。

以上、申し上げましたが、同じく細部につきましては担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第20号 平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、収益的支出においては漏水等の工事費用としまして200万円の追加補正をしまして、さらには調査費としまして1,000万円減額し、差し引き800万円の減額をするものでございます。資本的収入としましては、消火栓の工事に伴う負担収入や町道改良工事に伴う負担収入としまして981万円を見込み、資本的支出としましては配水管布設費と浄水場の整備費としまして2,040万円を追加するものでございます。

具体的に申し上げますと、14ページをお願いいたしたいと思います。その中の平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）予算明細書の1款水道事業費用、1項営業費用、1目配水及び給水費の修繕費としまして200万円を追加し、2目の総係費の委託料を1,000万円減額補正し、3億3,572万6,000円とするものでございます。

また、15ページをお願いしたいと思います。収入の欄の1款資本的収入、1項負担金、1目の他会計負担金としまして消火栓設置負担金981万円を追加補正しまして、その下の支出の欄の1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管布設費の工事請負費としまして1,180万円追加しまして、2目の浄水場整備費の整備費として860万円追加補正をするものでございます。

以上ですが、よろしくご審議のほどご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議案第21号 平成22年度板倉町一般会計予算について

議案第22号 平成22年度板倉町老人保健特別会計予算について

議案第23号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第24号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第25号 平成22年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第26号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計予算について

議案第27号 平成22年度板倉町水道事業会計予算について

○議長（塩田俊一君） 日程第23、議案第21号から日程第29、議案第27号までの7件は、平成22年度各会計の予算であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、議案第21号から第27号までの平成22年度各会計の当初予算につきまして、一括してご説明申し上げたいと思います。相当時間かかりますので、よろしくお願いをします。

初めに、議案第21号 平成22年度板倉町一般会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度板倉町一般会計予算の当初予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億2,700万円と決めました。これは、前年度対比6,900万円、1.3%の増となっております。

まず、歳入につきまして、その主たるものについて金額と構成比につき申し上げたいと思っております。

町税であります。18億1,113万6,000円、構成比34.7%、地方譲与税9,500万円、構成比1.8%、利子割交付金400万円、構成比0.1%、配当割交付金50万円、株式等譲渡所得割交付金30万円、地方消費税交付金1億1,000万円、構成比2.1%、ゴルフ場利用税交付金1,500万円、構成比0.3%、自動車取得税交付金2,700万円、構成比0.5%、地方特例交付金2,500万円、構成比0.5%、地方交付税13億5,000万円、構成比25.8%、交通安全対策特別交付金220万円、構成比0.1%、分担金及び負担金6,359万2,000円、構成比1.2%、使用料及び手数料5,984万1,000円、構成比1.1%、国庫支出金4億172万8,000円、構成比7.7%、県支出金2億9,857万2,000円、構成比5.7%、財産収入596万6,000円、構成比0.1%、寄附金4,000円、繰入金4億283万3,000円、構成比7.7%、繰越金4,000万円、構成比0.8%、諸収入4,862万8,000円、構成比0.9%、町債4億6,570万円、構成比8.9%でございます。

次に、歳出について申し上げますが、まず目的別の金額と構成比について申し上げたいと思います。

議会費8,986万7,000円、構成比1.7%、総務費6億4,434万9,000円、構成比12.3%、民生費15億9,561万7,000円、構成比30.5%、衛生費4億9,086万8,000円、構成比9.4%、労働費5,564万5,000円、構成比1.1%、農林水産業費2億4,462万4,000円、構成比4.7%、商工費6,109万3,000円、構成比1.2%、土木費4億6,087万9,000円、構成比8.8%、消防費2億5,999万8,000円、構成比5.0%、教育費5億9,192万3,000円、構成比11.3%、災害復旧費1,000円、公債費7億1,556万円、構成比13.7%、諸支出金1,157万6,000円、構成比0.2%、予備費500万円、構成比0.1%であります。

さらに、性質別に大別して申し上げますと、義務的経費のうち人件費は11億8,163万1,000円で22.6%、そのほかの義務的経費が13億5,185万2,000円で25.9%であり、合わせて25億3,348万3,000円で全体の48.5%であります。また、投資的経費は3億2,603万4,000円で6.2%であり、その他の経費が23億6,748万3,000円、45%となっております。

一方、自主財源比率は46.5%、依存財源比率が53.5%の構成比率となっております。

以上、平成22年度予算につきましてよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

参考として、義務的経費とは人件費、扶助費、公債費などを指しております。それから、自主財源比率、地方公共団体が自主的に収入し得る財源を言います。具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び

手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入等々でございます。

次に、議案第22号 平成22年度板倉町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104万5,000円と定めるものでございまして、前年度対比12.3%の減額となっております。

なお、減額の理由につきましては、平成21年度に引き続き老人保健医療制度の廃止に伴う平成22年度までの経過措置の予算であるということでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金1万5,000円、国庫支出金9,000円、繰越金100万6,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、医療諸費2万5,000円、予備費100万円でございます。

続いて、議案第23号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,140万8,000円と定めるものでございまして、前年度対比1.5%の減額となっております。なお、減額の主な理由につきましては、広域連合への納付金及び予備費の減額によるものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料7,677万1,000円、繰入金3,437万8,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費431万3,000円、後期高齢者医療連合納付金1億634万円、予備費50万1,000円でございます。

さらに、続きまして、議案第24号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,556万2,000円と定めるものでございまして、前年度対比3.6%の増額となっております。なお、増額の主な理由につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等の増額によるものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税5億7,253万1,000円、国庫支出金5億3,278万4,000円、前期高齢者交付金2億2,000万円、共同事業交付金2億2,120万円、繰入金2億949万6,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、保険給付費12億3,290万9,000円、後期高齢者支援金等2億4,803万1,000円、介護納付金1億3,260万円、共同事業拠出金2億4,593万9,000円でございます。

次に、議案第25号 平成22年度板倉町介護保険特別会計予算についてでございます。

本案につきましては、平成22年度介護保険特別会計の当初予算でございます。平成22年度の予算編成に当たりましては、今後団塊の世代が高齢期に達することから、要介護者や要支援者、さらには将来介護を必要とする状態になる可能性の高い高齢者の増加が見込まれております。このような現状を踏まえまして、給付費の適正かつ効率的な運用を念頭に予算編成をしたところでございます。

平成22年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を10億3,096万8,000円と定めるものでございます。

まず、歳入の主なものにつきましては、保険料1億5,231万7,000円、国庫支出金2億2,488万円、支払基金交付金2億8,836万9,000円、県支出金1億4,088万8,000円、繰入金2億2,450万4,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費4,653万7,000円、保険給付費9億4,624万9,000円、地域支援事業3,587万5,000円でございます。歳出の91.8%は保険給付費が占めておる状況でございます。

次に、議案第26号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度の下水道事業特別会計予算であります。本町の下水道事業は、平成10年3月31日より汚水処理を開始し、現在板倉ニュータウン区域の218ヘクタールのうち約103ヘクタールを供用開始をしております。これもひとえに関係皆様のご指導とご協力のたまものと深く感謝を申し上げるわけですが、平成22年度におきましても引き続き公共用水域の水質保全のため、水質浄化センターの適正な維持管理を中心に予算を計上いたしております。

平成22年度の予算につきましては、総額2億304万9,000円と定め、歳入につきましては使用料及び手数料は3,700万3,000円、他会計繰入金1億6,604万円を見込み計上いたしました。施設整備工事の予定がございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債につきましては、それぞれ1,000円ずつを計上しております。繰越金、預金利子、雑入につきましても、それぞれ1,000円を計上いたしました。

次に、歳出につきましてでございますが、下水道総務費3,529万7,000円、下水道建設費3,000円、管渠維持費55万2,000円、水質浄化センター費4,549万1,000円、公債費1億2,160万5,000円、予備費10万円を計上しております。

続いて、議案第27号 平成22年度板倉町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

本町の水道事業は、施設の老朽化が進み、深刻な状況に直面しているところでございます。このことから、平成22年度予算であります。町民の皆様にとって安定した安全、安心な水の供給をするため、老朽化した各浄水場の危機管理に重点を置き、残存する石綿セメント管の布設がえ工事及び漏水対策を依然継続する予算編成でございます。

予算の概要としましては、まず収益的収入でございますが、給水収益を含む営業収益を3億2,509万円、その他の収益を443万円とし、事業収益の総額を3億2,952万円といたしました。

収益的支出につきましては、県水道の受水費、いわゆる県水ですね、それから施設維持管理費、人件費、現金の支出を伴わない減価償却費等を含む営業費用を2億9,019万1,000円、企業債利息、消費税等を含むその他の費用等を2,619万8,000円といたしまして、事業費用の総額を3億1,638万9,000円といたしました。

また、資本的収入につきましては、企業債9,000万円、国庫補助金750万円、負担金2,920万円、出資金2,720万円で、総額1億5,390万1,000円の収入を見込み、資本的支出につきましては配水管布設費、浄水場整備費等の建設改良費に2億5,686万円、企業債償還金3,740万円、出資債償還負担金83万1,000円で総額2億9,509万1,000円の支出を見込みました。収入額が支出額に対する不足額1億4,119万円は、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

以上、議案第21号から第27号までを一括してご説明申し上げましたが、細部につきましては各担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第21号 平成22年度板倉町一般会計予算につきまして、概要を説明させていただきたいと思っております。

まず、第1条でございますが、1ページをごらんになっていただきたいと思っております。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億2,700万円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によるところでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、こちらにつきましては第2表によるところでございます。

第3条の地方債につきましては、第3表によるところでございます。

また、第4条、一時借入金でございますが、最高額は5億円と定めるものでございます。

それでは、2ページへお進みいただきたいと思っております。こちら、第1表でございますが、ここにつきましてはただいま町長の提案理由の説明で申し上げましたとおりでありますので省略をいたしまして、6ページへお進みいただきたいと思っております。

まず、6ページ、第2表、債務負担行為でございますが、こちらにございまして4件のとおりでございます。

次に、7ページの第3表、地方債でございますが、22年度は3件、限度額で3件、合計4億6,570万円を予定をいたすものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。こちらから、歳入の内訳になるわけでございますが、主なものについての説明とさせていただきますと思っております。

まず、1款1項町民税、1目個人6億8,025万1,000円を見込ませてもらいましたが、前年比471万1,000円の減ということでございます。

次に、2目の法人でございますが、1億721万8,000円、こちら333万6,000円の減ということでの見込みをさせてもらっております。町民税合わせまして7億8,746万9,000円ということでありまして、前年比較804万7,000円の減ということでございます。

次に、2項の固定資産税でございますが、1目固定資産税8億5,662万3,000円、こちらにつきましては前年比736万円の増を見込んでございます。

次に、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、7,330万3,000円、前年比で2,149万3,000円の増ということで見込ませていただいております。ここの合計が、固定資産税合計でございますが、9億2,992万6,000円ということでございます。

次に、14ページをごらんになっていただきたいと思っております。3項の軽自動車税でございますが、1目軽自動車税3,243万1,000円、やはり前年比118万8,000円のこちらは増ということでの見込みを立てさせてもらっております。

次が、4項町たばこ税でございます。1目たばこ税6,131万円、前年比較281万9,000円の減でございます。

次、2款の地方譲与税、1項の地方揮発油譲与税でございますが、1目地方揮発油譲与税2,500万円、前年比較900万円の増でございます。

次が、2項の自動車重量譲与税でございますが、1目自動車重量譲与税7,000万円、前年比500万円の減ということでございます。

次に、16ページをお願いいたします。まず、地方譲与税の中、地方道路譲与税でございますが、こちらは地方揮発油譲与税への移行をいたしたために廃止ということでございますので、22年度は予算はゼロということでございます。こちらについては廃止ということでございます。

次に、3款の利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金400万円で、前年比較300万円の減と。

続きまして、4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金50万円でございまして、前年比較

150万円の減。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金30万円、前年同額でございます。

18ページをお願いいたします。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金でございますが、1億1,000万円、前年比較1,100万円の減でございます。

次、7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金1,500万円、前年比較100万円の減でございます。

次が、8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金でございますが、2,700万円、前年比較600万円の減ということでの見込みを立てさせていただいております。

次でございます、旧法によります自動車取得税交付金については廃目ということでございまして、前年度は30万円の当初予算を見込んでおったわけでございますが、22年度はゼロということでございます。

次に、9款の地方特例交付金でございます。1項の地方特例交付金、1目地方特例交付金2,500万円、前年比較で700万円の増ということでございます。

では、20ページをお願いいたします。こちら、9款の同じく地方特例交付金でございますが、特別交付金、前年度は当初予算400万円を見込んだところでございますが、こちらにつきましても廃止ということでございますので、22年度は歳入はゼロということになってまいります。

次が、10款の地方交付税であります。1項地方交付税、1目地方交付税13億5,000万円、前年に比較しますと3,000万円の増収を見込んでおります。内訳といたしますと、普通交付税が12億5,000万円、特別交付税が1億円ちょうどということでございます。

次が、11款交通安全対策特別交付金でございます。1項の交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金220万円でございます。前年と同額を見込ませていただいております。

次が、12款分担金及び負担金でございますが、1項分担金、1目の農林水産業費分担金で357万円を見込ませていただいております。

次に、22ページをお願いいたします。2項の負担金でございますが、1目の民生費負担金5,843万3,000円でございます。前年比較354万4,000円の減ということでございます。こちらにつきましては、保育所の利用者負担金等でございます。

2目の農林水産業費負担金でございますが、109万4,000円、こちらにつきましては第一排水機場の維持管理負担金で館林市、それから藤岡町からの受け入れに係るものでございます。

3目が教育費負担金でございますが、49万5,000円ということで前年同額でございます。

続きまして、13款使用料及び手数料、1項の使用料でございますが、こちらにつきましては1目総務使用料、2目の商工使用料、3目土木使用料、続きまして24ページへお進みいただきたいと思います。4目の教育使用料、合わせまして2,720万円を見込んだところでございます。前年比較いたしますと253万円ばかりの減ということでございます。

次に、2項の手数料でございますが、こちらにつきましては1目総務手数料、2目衛生手数料、3目農林水産業手数料、各目合計いたしまして3,264万1,000円を見込んでおりますが、こちらにつきましても前年比較1,109万7,000円の減ということでございます。

では、26ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございますが、3億3,816万7,000円を見込ませていただいております。こちら、前年に比較いたしまして2億2,098万7,000円の増ということでございますが、説明にありますとおり、この大きな増加の要因は子ども手当負担金2億5,290万2,000円を国庫からの負担ということで予算措置をさせていただいたところでございます。

次に、2項の国庫補助金でございます。1目民生費国庫補助金3,745万6,000円、前年に比較いたしますと2,605万9,000円の増と。

2目衛生費国庫補助金でございますが、604万9,000円、こちらにつきましては浄化槽関係の補助金でございます。

次、3目土木費国庫補助金が105万9,000円でございますが、こちらにつきましては公営住宅の家賃の低廉化の補助金ということでございます。

次に、4目教育費国庫補助金でございますが、512万3,000円でございますが、こちらにつきましては前年比で8,300万4,000円の減ということでございますが、この国庫補助金を合わせまして4,968万7,000円ということになります。

次に、28ページをお願いいたします。3項の国庫委託金でございますが、1目総務費国庫委託金、2目の民生費国庫委託金、3目農林水産業費国庫委託金、4目土木費国庫委託金、合わせまして1,387万4,000円を見込んでございます。こちらにつきましては、前年比115万2,000円の減ということでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金でございますが、民生費県負担金7,832万4,000円でございますが、前年比2,579万2,000円の減ということでございます。

続いて、30ページをお願いいたします。2項の県補助金でございますが、総務費県補助金は83万5,000円ということで、比較いたしますと77万8,000円ばかり増ということでございます。

次に、民生費県補助金でございますが、8,541万8,000円を見込んでおりまして、前年比で1,210万6,000円の増ということでございます。この主な増加の要因といたしますと、福祉医療費の補助金の伸びでございます。

次に、衛生費県補助金でございますが、こちらにつきましては777万1,000円を見込んでおります。

次、4目労働費県補助金でございますが、5,539万5,000円でございますが、前年比3,104万2,000円の増ということでございますが、こちらにつきましては緊急雇用創出事業の補助金が4,796万6,000円ということでの見込みが主な要因での伸びでございます。

32ページをお願いいたします。こちら、5目の農林水産業費県補助金でございますが、2,546万8,000円を見込ませていただきまして、前年比171万9,000円の減という状況でございます。

以下、県費補助金の合計が1億7,578万7,000円でございますが、前年比較4,237万8,000円の増ということでございます。

次に、3項の県委託金でございますが、まず1目の総務費県委託金、次に34ページへお進みいただきまして2目の土木費県委託金522万8,000円、3目の消防費県委託金2万6,000円、合わせまして県委託金4,446万1,000円でございますが、前年比較525万4,000円の増ということでございます。

では、少々飛ばさせていただきますが、38ページへお進みをいただきたいと思います。38ページ、18款繰

入金でございますが、第2項の基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,000万円、前年比較5,000万円の減でございます。

2目減債基金繰入金2億7,537万9,000円でございます、前年比較1億246万6,000円の減でございます。

3目ふるさとづくり事業基金繰入金では353万3,000円でございます、前年比28万円の増。

4目公共施設等整備維持基金繰入金につきましては7,200万円でございます、前年比較1,700万円の減ということで、この基金繰入金を合わせまして4億91万2,000円ということでございます。前年比較1億6,918万6,000円の減でございます。

では、またちょっと飛んでいただきまして、42ページをお願いいたします。20款諸収入、5項の雑入、3目の雑入でございますが、こちらにつきましては4,451万7,000円を見込ませていただきました。前年比較53万9,000円の減ということでございます。

では、次のページ、44ページをお願いいたします。21款町債、第1項町債、1目の衛生債2,720万円、こちらは上水道事業への出資債ということでございます。

2目の農林水産業債が2,850万円でございますが、これは国営附帯の県営農地防災事業の負担金に充てるものでございます。

3目が、臨時財政対策債でございますが、4億1,000万円を予定させていただきました。この合計が4億6,570万円ということでございまして、前年比較4,690万円の増ということでございます。したがって、本年度歳入合計52億2,700万円ということでございまして、前年比較6,900万円の増ということでございます。

では、46ページへお進みいただきたいと思っております。こちらからが歳出になるところでございますが、歳出につきましては主な項目に限って説明欄を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

では、52ページ、53ページへお進みをいただきたいと思っております。まず、2款1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、こちら説明欄、下から2つ目の丸、群馬電子入札共同システム事業の負担金であります。平成22年度は123万円を計上させていただいております。前年比で220万円ばかりの減額ということでございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。6目企画費でございますが、こちら説明欄、下から丸2つ目のところ、広域行政事業でございますが、こちらにつきましては東毛広域市町村圏振興整備組合負担金といたしまして476万5,000円を計上させていただいたところでございます。前年比で114万円ばかりの減額ということでございます。

次に、61ページをお願いいたします。上から4つ目の丸、合併対策事業でございますが、98万円を計上させていただいております。前年同額でございます。

また、その次の丸、婚活応援事業といたしまして44万6,000円でございます。それから、総合計画の策定事業で734万3,000円を計上させていただいております。

それと、その次、東洋大学との連携事業でございますが、14万円でございます。こちらにつきましては、額は少ないのでありますが、新規事業ということで地域連携サイエンスカフェ負担金といたしまして10万円を含んでおります。

では、またちょっと飛んでいただきまして71ページをお願いいたします。15目のふるさとづくり費でございますが、こちらわかりやすい予算書の政策事業といたしまして新規事業で150万円を計上させていただ

てございます。

次に、74、75ページをお願いいたします。2項の徴税费、2目の賦課徴収費でございますが、こちら最初の丸の下、6行目ですか、国税連携対応システム改修委託料221万4,000円を計上いたしてございます。これにつきましては、国税連携の関係が始まりますための対応の予算措置ということでございます。

続きまして、78、79ページをお願いいたします。3項の戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございますが、2つ目の丸、旅券事務でございます。こちらも新年度から新たに取り扱いが始まる業務でございます。県からの事務の移譲によるところでございますが、こちらで84万8,000円の予算を計上させていただきます。

では、次の80、81ページをお願いいたします。4項の選挙費でございますが、3目の参議院議員選挙費で856万円を計上させていただきます。

続きまして、84、85ページをお願いいたします。5項の統計調査費、2目の基幹統計調査費でございますが、こちらでは基幹統計調査事業のうち国税調査がございます。この関係の予算552万4,000円を計上いたしてございます。

続きまして、90、91ページをお願いいたします。こちらから、3款民生費でございますが、1項の社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。こちらでは、3つ目の丸のところ、板倉町社会福祉協議会運営補助金ということで2,117万4,000円を計上いたしてございます。また、一番下の丸、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして2億949万5,000円を計上させていただきます。前年比で3,434万9,000円ばかりの増ということでございます。

次に、2目の高齢者福祉費でございますが、こちら3つ目の丸、社会参加促進生きがい活動推進事業のうち、老人福祉センター管理運営で2,149万7,000円、シルバー人材センター管理運営で598万6,000円を計上させていただきます。

では、93ページへお進みをいただきたいと思っております。93ページ、説明欄、一番下の丸でございますが、介護保険特別会計繰出金といたしまして1億8,051万2,000円を計上させていただきます。前年比で125万円の増ということでございます。

では、続きまして95ページをお願いいたします。こちら、3目の障害者福祉費でございますが、説明欄、一番下の丸のところでございます。障害児(者)自立支援事業で4,984万3,000円を計上いたしてございます。こちらは、前年に比較しまして182万円ばかりの増加ということでございます。

では、次、97ページのほうへお進みをいただきたいと思っております。同じく障害者福祉費の関係でございますが、1つ目の丸のところでございます。介護給付訓練等給付費で1億250万4,000円を計上いたしてございます。

次に、4目の福祉医療費でございますが、福祉医療費支給事業といたしまして1億1,595万7,000円、前年比較で370万円ばかりの増加ということでの予算措置でございます。

次に、5目の後期高齢者医療費でございますが、後期高齢者医療事業ということで1億4,035万1,000円の計上をいたしてございます。こちらにつきましては、前年比較1,055万円ばかりの減額ということでございます。

続きまして、98、99ページをお願いいたします。2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。

こちら、説明欄、上から3つ目の丸のところ、児童手当支給事業でございますが、こちらにつきましては子ども手当の移行のため前年に比べますと大幅な減額ということで1,725万1,000円を計上いたしてございます。

次に、100ページ、101ページをお願いいたします。2目の児童措置費でございます。こちら2つ目の丸、民間保育所保育委託事業ということでございますが、7,542万5,000円を計上いたしてありまして、前年比1,119万円の減少と、減額でございます。

1つ飛んで、一番下の丸のところでございますが、子ども手当支給事業、手当費でございます。2億5,290万2,000円を計上いたしてございます。この対応期間としますと22年4月から23年1月までの期間に対応する手当費ということでの予算措置でございます。

続きまして、ちょっと飛んでいただきまして112、113ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、こちらでは3つ目の丸のところ、救急医療、夜間診療、休日診療体制の充実というところでございますが、邑楽館林医療事務組合負担金といたしまして6,175万3,000円を計上させていただきます。

次に、2目の予防費でございますが、2つ目の丸のところ、がん検診事業1,925万2,000円、前年比70万円ばかりの増額でございます。

次、妊婦、乳幼児検診事業でございますが、1,151万8,000円でございますが、これは前年ほぼ同額ということでございます。

次に、115ページをお願いいたします。3つ目の丸でございますが、予防接種事業で2,119万2,000円、前年比で327万5,000円ばかりの増ということでの予算計上をいたしてございます。

次、116、117ページをお願いいたします。3目の環境衛生費でございますが、2つ目の丸でございます合併処理浄化槽設置費補助事業といたしまして1,817万4,000円を計上いたしてあります。こちらにつきましては、前年比100万円の減ということでございます。

続きまして、120、121ページをお願いいたします。2項の清掃費でございますが、2目のじんかい処理費といたしまして、最初の丸、資源化センター管理運営事業といたしまして6,178万円を計上いたしてございます。こちらにつきましては、前年比331万円ばかりの減額ということでございます。

次、123ページをお願いいたします。まず、最初の丸でございますが、資源化センターの管理運営事業の中でも光熱水費でございますが、こちら1,665万6,000円ということでありまして、前年ほぼ同額ということでございます。

それから、2つ飛んで4つ目の丸のところでございます。資源化センター改修事業といたしまして2,920万円を計上いたしてございますが、こちらは前年比580万円ばかりの減額ということでございます。

次に、3目のし尿処理費でございますが、し尿及び浄化槽汚泥広域処理事業といたしまして、館林衛生施設組合負担金4,449万8,000円を計上させていただきます。

次に、126、127ページをお願いいたします。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費でございます。まず、最初の丸でございますが、緊急雇用創出事業といたしまして865万8,000円を計上いたしてございます。こちらにつきましては、事務にかかわる経費ということでございます。

次の丸でございますが、同じく創出事業の臨時職員経費でございます。こちらにつきましては、3,930万

9,000円を計上いたしてございます。前年当初と比較しますと2,330万円ばかりの増額という内容でございます。

次、ちょっと飛んでいただきまして、132、133ページをお願いいたします。6款の農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。まず、説明欄、上から3つ目の丸でございますが、転作麦作団地助成事業で700万円を計上いたしてございます。

次、1つ飛んでいただきまして、加工米対策事業で150万円、それから2つ飛んでいただきまして強い農業担い手づくり交付金事業といたしまして711万4,000円を計上いたしてございます。

続きまして、134、135ページをお願いいたします。5目の農地費でございますが、説明欄、上から5つ目の丸でございます。国営附帯県営農地防災事業で3,169万7,000円を計上いたしてございます。

続きまして、137ページをお願いいたします。最初の丸、呂楽東部第一排水機場事業、維持管理事業といたしまして671万9,000円を計上いたしてございます。

次が、1つ飛びまして農地・水・環境向上対策事業でございますが、こちら事業への補助金といたしまして505万6,000円を計上いたしてございます。

それから、下から2つ目の丸のところでございますが、簡易補助整備モデル事業、大荷場地区といたしまして、こちらは換地業務、それから圃場整備のモデル事業負担金といたしまして1,060万円を計上いたしております。それと、一番下の丸でございますが、団体営基幹水利事業認可申請作成業務委託事業といたしまして委託料143万9,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、第一排水機場に係る認可申請に係るものでございます。

139ページをお願いいたします。やはり5目農地費でございますが、小規模土地改良事業久々谷地区、これは農道の改良整備でございますが、1,800万円を計上させていただいてございます。

では、142、143ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、2目の商工業振興費でございますが、まず2つ目の丸、商工業振興事業といたしまして922万3,000円を計上させていただいてございます。こちらにつきましては、前年比472万円ばかりの減額ということでございます。

次の丸、板倉まつり運営補助事業350万円でございます。こちらは、前年同額の予算計上でございます。

次が、企業立地促進事業でございますが、142万円を計上いたしてございまして、前年比で22万円ばかりの増額ということでございます。

次が、また飛んでいただきまして、148、149ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路維持費でございます。まず、道路維持事業、1つ目の丸でございますが、2,976万1,000円を計上させていただいてございます。

続きまして、次の150、151ページをごらんになっていただきたいと思っております。3目の道路新設改良費でございますが、町単独道路整備事業9,582万円を計上いたしております。こちらにつきましては、前年比6,137万円の増ということでございます。

続きまして、4目橋梁新設改良費でございます。八間樋橋整備事業といたしまして、調査設計の業務委託料850万円を計上いたしてございます。

では、また飛んでいただきまして、154、155ページをお願いいたします。4項の都市計画費、1目都市計画総務費でございますが、こちら上から3つ目の丸でございます。景観創出促進事業といたしまして254万

5,000円を計上いたしてございます。こちらにつきましては、前年比197万円ばかりの減ということでございます。

では、次の156、157ページをお願いいたします。4目の公園費でございます。まず、最初の丸でございますが、公園維持管理事業3,129万8,000円でございます。

次に、2つ飛びまして、最後の丸のところでございますが、西丘神社周辺整備事業で1,600万円を計上いたしてございます。こちらにつきましては、22年度新規ということでございます。

次が、3目の下水道事業でございます。下水道事業特別会計繰出金といたしまして1億6,604万円を計上いたしてございます。こちらは、前年比464万円の減ということでございます。

では、次に162、163ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、1日常備消防費でございますが、2億1,435万円でございます。前年比で1,008万円の減でございます。

2目非常備消防費でございますが、2,256万3,000円でございます。前年ほぼ同額でございます。

3目の施設費でございますが、1,794万円でございます。こちらは255万円ばかりの増ということでございます。

次が、4目の防災対策費でございますが、下から2つ目の丸、1都6県水防演習事業、これは新規ということでご承知のことと思っておりますが、これに係る予算103万2,000円を計上させていただいてございます。

では、170、171ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費でございます。まず、上から3つ目の丸、小学校運営でございますが、3,950万9,000円を計上いたしてございます。前年比で529万円の減額ということでございます。

次に、173ページをお願いいたします。上から5つ目の丸でございますが、小学校施設維持管理ということで1,575万9,000円を計上いたしてございます。こちらにつきましては、67万円ばかり前年比減額ということでございます。

次に、176、177ページをお願いいたします。3項の中学校費、1目学校管理費でございますが、上から3つ目の丸、中学校運営といたしまして2,239万9,000円を計上いたしてございます。こちら、前年比100万円余の増額ということでございます。

では、181ページへお願いをいたします。こちら中学校費の学校管理費でございますが、中学校校舎給食室浄化槽改修事業といたしまして5,638万5,000円を計上いたしてございます。

では、192、193ページまでお進みいただきたいと思います。4項の社会教育費でございます。5目中央公民館費であります。上から5つ目の丸でございます。中央公民館耐震の診断業務委託ということで320万1,000円を計上いたしてございます。こちらにつきましても22年度の新規取り組みということでございます。

では、218、219ページをお願いいたします。12款公債費、1項公債費、1目元金でございます。長期償還元金でございますが、22年度予定は6億4,214万2,000円ということでの予算計上をさせていただいてございます。

また、2目利子でございますが、長期償還利子といたしまして7,341万7,000円を計上いたしてございます。

では、226ページまでお進みいただきたいと思います。

以上、説明を申し上げたところでございますが、歳出合計合わせまして52億2,700万円、前年比6,900万円

の増ということでございます。

以上、本当に主な部分のみの説明で恐縮でありましたけれども、本第21号議案につきまして、よろしくご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。大変長時間恐縮でありました。

○議長（塩田俊一君） ここで暫時休憩といたします。

3時35分より再開いたします。

休 憩 （午後 3時13分）

再 開 （午後 3時35分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第22号 平成22年度板倉町老人保健特別会計予算についてご説明をいたします。

1ページから7ページまでは冒頭の町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

基本的に老人保健につきましては、老人保健制度の廃止に伴う平成22年度までの経過措置の予算ということでございます。したがって、現在は残務処理程度の業務ということですが、

まず、歳入ですが、主なものを説明いたします。10ページをお願いいたします。第5款繰越金ですが、前年度の繰越金になりますが、100万6,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。歳入合計といたしまして104万5,000円ということになります。歳出ですが、主なものを説明いたします。22ページをお願いいたします。第4款予備費ですが、100万円を計上いたしました。歳出合計104万5,000円となります。老保については、以上簡単な説明ですが、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

1ページから7ページまでは、提案理由のとおりですので省略させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、新しい高齢者医療制度の創設ということで、現在国において高齢者医療制度改革会議を設置いたしまして検討を開始しております。スケジュール的には、平成23年1月に法案を提出いたしまして、23年春に法案を成立、平成25年4月から新しい高齢者医療制度の施行を計画しているということですが、

それでは、8ページをお願いいたします。第1款後期高齢者医療保険料、1日後期高齢者医療保険料ですが、7,677万1,000円を計上いたしました。保険料については、均等割が3万9,600円、所得割が7.36%です。これは県下一律です。被保険者数ですけれども、1,970人ほどを見込んでおります。

第3款の繰入金、第1項一般会計繰入金、1目の事務費繰入金では1,228万4,000円を計上いたしました。これは、特別会計事務費としまして480万7,000円を、それから広域連合事務費としまして747万7,000円を合わせたものです。

2目の保険基盤安定繰入金ですけれども、これ低所得者に係る保険料の軽減分、それを公費で補てんする

ものです。2,209万3,000円を計上いたしました。これは、県が4分の3、町が4分の1という持ち分になっています。

10ページをお願いいたします。第4款諸収入、1目保険料還付金は21年度の実績に基づきまして25万2,000円を計上いたしました。

12ページをお願いします。

以上、歳入合計1億1,140万8,000円となりました。前年度対比約1.5%の減です。

14ページと15ページをお願いいたします。第1款総務費、1目一般管理費ですが、これは電算委託料などに193万2,000円を計上いたしました。

16ページと17ページをお願いいたします。第1款1目徴収費に238万1,000円を計上しましたが、これは納付書作成処理などに係る電算業務委託料などでございます。

18ページと19ページをお願いします。第2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、1億634万円を計上しました。これは、広域連合に対する町の負担分ですが、内訳としまして広域連合事務費等負担金に747万7,000円を計上、これ共通経費分です。それから、保険料等の負担金には7,677万円を、これ低所得者に係る保険基盤安定制度負担金には2,209万3,000円を計上いたしました。

24ページと25ページをお願いいたします。第4款予備費ですが、50万1,000円ということで計上いたしました。

以上、歳出合計1億1,140万8,000円ということになります。

以上で説明は終わりますが、よろしくをお願いいたします。

議案第24号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

これも、1ページから7ページまでは省略させていただきます。

8ページと9ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、第1款国民健康保険税ですが、1目の一般被保険者国民健康保険税と2目の退職被保険者等国民健康保険税を合わせまして5億7,253万1,000円となります。これは、前年度対比3.4%の増となります。一般の被保険者数ですけれども、5,652人、世帯数は2,698世帯ほどです。退職被保険者数ですけれども、300人で試算してあります。

10ページと11ページをお願いいたします。第3款国庫支出金ですが、第1項の国庫負担金、1目の療養給付費等負担金や、それから下の2目の高額医療費共同事業負担金などに、下の計欄ですけれども、4億3,143万5,000円を計上しました。

次の第2項の国庫補助金の関係ですけれども、これは1目の財政調整交付金などに1億134万9,000円を計上いたしました。

次の第4款の療養給付費等交付金ですが、これは6,700万1,000円で、前年度対比33.5%の減です。これ、支払基金から交付されるものですが、退職被保険者の療養給付に係るものでございます。

12ページと13ページをお願いいたします。第5款前期高齢者交付金ですけれども、これは65歳から74歳までの方です。それが2億2,000万円で、前年度対比22.1%の増となります。

次の第6款県支出金ですけれども、第1項の県負担金には1目の高額医療費共同事業負担金などに1,338万5,000円を、それから第2項の経営補助金、1目財政健全化補助金などに7,835万2,000円を計上いたしました。この中で、特に県の財政調整交付金ですが、これは7%ほどの交付率ということです。

それから、第7款の共同事業交付金ですけれども、共同事業交付金には、ここにあります1目の高額医療費共同事業交付金と、次の14ページと15ページを見ていただきたいのですけれども、2目の保険財政共同安定化事業交付金があります。これは、高額な医療費につきまして県単位で、あるいは全国単位で費用負担の調整を図るものです。財源といたしましては、町の拠出金や国や県の負担金があります。

次の第9款の繰入金ですが、一般会計からの繰入金です。2億949万5,000円を計上いたしました。前年度対比19.6%の増となります。この中でも赤字補てん分の繰入金ですけれども、1億1,959万1,000円ということになります。

16ページと17ページをお願いいたします。第10款繰越金ですが、2目その他繰越金2,000万円ですが、これ前年度の繰越金でございます。

18ページと19ページをお願いいたします。

以上、下のほうですけれども、歳入合計19億3,556万2,000円となりました。これは、前年度対比3.6%の増でございます。

次に、歳出ですけれども、主なものを説明いたします。

26ページと27ページをお願いいたします。第2款の保険給付費、1項の療養諸費ですが、1目の一般被保険者療養給付費、それから2目の退職被保険者等療養給付費などに10億9,450万円を計上いたしました。前年度対比2.9%の増でございます。

28ページと29ページをお願いいたします。同じく保険給付費ですが、第2項の高額療養費になります。1目の一般分、それから2目の退職者分などを合わせまして、下にあります1億2,600万2,000円となります。これは、前年度対比14.1%の増でございます。

32ページと33ページをお願いいたします。保険給付費の1目の出産育児一時金ですが、840万5,000円を計上いたしました。これは20件分です。

34ページと35ページをお願いいたします。葬祭費ですが、これは80人を見込みまして400万円を計上いたしました。

36ページと37ページをお願いいたします。第3款の後期高齢者支援金ですが、これは各医療保険者が加入者数に応じて負担するものです。合計欄の計欄のとおり2億4,803万1,000円を計上いたしました。

ちょっと飛びますけれども、44ページと45ページをお願いします。

第7款の介護納付金ですけれども、これについてはちょっと詳しく述べたいと思います。第7款の介護納付金ですけれども、1億3,260万円ということで計上いたしました。これは、財源といたしましては基本的に国が50%、それから国保税の介護分がありますけれども、国保税の介護分で実際は50%を持たなければなりません、本来は。本年度の財源内訳を見ていただきたいと思いますが、ここの一般財源のところを見ますと6,949万5,000円となっています。これは、本来は国保税介護分で負担すべきなのですが、ちょっと前に戻りますけれども、9ページをお願いします。国保税の関係です。ここで、右の表の中で一般の介護納付金分現年課税分とあるのですが、それが2,705万6,000円になっています。退職者の介護納付金分現年課税分、そこを見ますと263万9,000円となっています。合わせますと2,969万5,000円ということになります。約3,000万円です。一応介護分としては約3,000万円が町のほうに入ることです。

それで、ちょっとまた44ページをお願いしたいのですが、そうしますと一般財源必要額が6,949万5,000円

です。介護分として入るのが、先ほどの2,969万5,000円、約3,000万円ということで差し引き3,949万円不足いたします。では、この不足分についてはどこから手当てするかということなのですけれども、結果的に町の一般会計からの補てんで賄っています。したがって、ここの介護納付金分のこの税の不足ですが、これはかなり一般会計からの持ち出し分の中でも大きな額を占めているということになっています。

46ページと47ページをお願いします。第8款の共同事業拠出金ですけれども、これは高額な医療費に対する助成措置です。1目の高額医療費拠出金、それから2目の保険財政共同安定化事業拠出金などを合わせまして、下にあります2億4,593万9,000円で、これ前年度対比3.2%の増となります。

48ページと49ページをお願いいたします。第9款保健事業費ですが、平成20年度から40歳から74歳の方を対象に各医療保険者に義務づけられたもので、生活習慣病予防のための事業を実施するためのものです。1,912万9,000円を計上いたしました。

それから、50ページと51ページをお願いします。1目の保健衛生普及費ですけれども、これは人間ドックなどの補助金ということで369万円を計上いたしました。

ちょっと飛びます。64ページと65ページをお願いいたします。歳出合計19億3,556万2,000円となりました。

以上で説明は終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第25号 平成22年度板倉町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

1ページから7ページまでは、また省略させていただきます。

8ページと9ページをお願いいたします。第1款1目保険料ですが、1億5,231万7,000円を見込みました。これ、前年度対比1%の減です。被保険者数ですけれども、3,794人を見込んでおります。先ほど、補正のときに秋山議員さん75歳以上の人口ということで、75歳以上は約2,000人なのですけれども、実際にこの介護保険は65歳以上ですから、この3,794人ということでお願いします。

それから、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では1億7,028万4,000円で、これは前年度対比約1.6%の減です。

10ページと11ページをお願いいたします。第3款国庫支出金、第2項国庫補助金ですけれども、1目の調整交付金、それから2目と3目の介護予防と包括支援事業に係る地域支援事業交付金などに5,459万6,000円を計上いたしました。

第4款の支払基金交付金ですけれども、介護給付費交付金と、それから地域支援事業交付金と合わせまして2億8,836万9,000円で、これ前年度対比0.3%の減です。これ、給付費の30%相当に当たりますけれども、各医療保険者で徴収しています2号被保険者と言われる40歳から64歳までの方の保険料から交付されるものです。介護納付金というものです。

それから、第5款県支出金、第1項の県負担金、1目介護給付費負担金1億3,724万7,000円ですけれども、これは介護給付費の12.5%分と施設給付費の17.5%分ということです。

12ページと13ページをお願いします。第5款県支出金、第2項県補助金ですけれども、1目の介護予防に係る地域支援事業と、それから包括的支援に係る地域支援事業交付金に364万1,000円を計上いたしました。

第7款に飛びますけれども、第7款繰入金、一般会計からの繰入金ですけれども、1目の介護給付費繰入金から、下の4目のその他一般会計繰入金までを合わせまして1億8,051万2,000円を見込みました。これは、介護給付費や地域支援事業などに対しまして12.5%分の繰り入れ、また職員給与費などでございます。

14ページと15ページをお願いします。第7款繰入金、第2項基金繰入金につきましては、1目の介護保険基金繰入金に4,137万円を計上、それから2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金については、これは保険料の軽減分に充当いたしますけれども、262万2,000円を計上いたしました。

16ページと17ページをお願いいたします。歳入合計といたしまして、下の10億3,096万8,000円です。前年度対比0.3%の増となります。

次に、歳出ですけれども、18ページと19ページをお願いいたします。第1款総務費、1目一般管理費には3,463万7,000円を計上しました。これ、職員の人件費、それから電算関係などでございます。

20ページと21ページをお願いします。1目の賦課徴収費ですが、これは賦課徴収に係る委託料ということで222万4,000円を計上いたしました。

22ページと23ページをお願いいたします。総務費の第3項介護認定審査会費ですが、1目の認定調査等費と、それから2目の認定審査会共同設置負担金、合わせまして932万3,000円を計上いたしました。介護サービスを受けるには、まず認定を受けなければなりませんけれども、その認定調査事務と、それから認定審査会などに係る費用ということです。

24ページと25ページをお願いします。1目の趣旨普及費ですけれども、11万円を計上いたしました。これは、介護保険制度周知用のパンフレット印刷代です。

26ページと27ページをお願いいたします。1目の計画策定委員会費、これ24万3,000円を計上しました。これ、説明欄にありますように介護保険運営協議会委員の報酬でございます。

28ページと29ページをお願いします。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費ですけれども、基本的に要介護1から5までの被保険者が対象の介護給付分です。

1目の居宅介護サービス給付費2億9,777万3,000円、これはデイサービスとかそういったものですが、それから3目の地域密着型介護サービス費1億4,210万6,000円、これグループホーム等です。

5目の施設介護サービス給付費3億7,498万7,000円、これ特別養護老人ホーム等です。この算定に当たっては21年度、今年度の実績見込み、それに1.05%の伸びを見込んで計上いたしました。

30ページと31ページをお願いいたします。同じく介護サービス等諸費ですが、7目の居宅介護福祉用具購入費に270万円、これは30件分、それから8目の居宅介護住宅改修費に500万円、これ28件分、それから9目の居宅介護サービス計画給付費には3,687万7,000円を計上いたしました。これは、要介護度に応じた介護サービス計画を作成した場合に支給するものです。

以上、介護サービス等諸費は8億5,944万7,000円ということで計上いたしました。

32ページと33ページをお願いいたします。保険給付費ですが、介護予防サービス等諸費に関するものです。こちらは、介護予防のほうです。つまり要支援1と2の被保険者に充てる予防給付分です。1目の介護予防サービス給付費に3,477万1,000円計上いたしましたが、この目の中で1目から下まで5目ありますけれども、この目の中で施設介護サービス給付を除きまして、要支援1と2の方は施設サービスが利用できないということで、この介護予防サービスの中では施設介護サービス給付は除いてあります。前のページの第1項の介護サービス等の諸費と同じ目の設定ですので、個々の説明は省略いたします。

34ページと35ページをお願いいたします。前ページの1目から、これの8目までを合わせまして下のほうの数字ですけれども、介護予防サービス等諸費ということで4,399万3,000円を計上いたしました。

ちょっと飛びますが、38ページと39ページをお願いします。保険給付費の1目高額介護サービス費には1,304万8,000円を計上いたしました。これ、低所得者措置に係るものでございます。

また、飛びまして、42ページと43ページをお願いします。1目の特定入所者介護サービス費ですが、これは居住費と食費の自己負担に伴う低所得者対策です。これに2,827万3,000円を計上いたしました。

48ページと49ページをお願いします。第5款の地域支援事業ですが、1目の介護予防特定高齢者施策に1,194万6,000円を計上いたしました。特定高齢者事業ですけれども、これ65歳以上の方が対象で要支援、あるいは要介護状態への移行をおくらせるという事業です。この特定の特定という意味ですけれども、住民健診時、今年も6月ごろやりますけれども、住民健診時に生活機能評価を行いまして、対象者をその中から把握しまして、その方を対象に介護予防事業を実施するという事です。そこで把握するという事で、特定するという事で、特定高齢者事業ということでそこでやっています。

50ページと51ページをお願いいたします。2目の介護予防一般高齢者施策に304万2,000円を計上いたしました。一般高齢者施策事業ですけれども、これ健康相談、健康教育を実施いたしまして介護予防を図るというものです。地域支援事業の中では、先ほどの特定高齢者事業と、それからこの一般高齢者事業などがあります。基本的に高齢者が主体となりまして身近な地域で介護予防ができる仕組みづくりをするというものでございます。

52ページと53ページをお願いいたします。第2項の包括的支援事業、任意事業ですけれども、特に包括的支援事業の中では現在高齢者訪問事業、それから総合相談業務というのを実施しているわけですけれども、その予算に下の計欄ですけれども、2,088万7,000円を計上いたしました。

62ページと63ページをお願いいたします。

以上、歳出合計10億3,096万8,000円ということで計上いたしました。

以上で終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、続きまして、議案第26号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計予算についてを説明させていただきます。

2ページから7ページにつきましては、提案理由のとおりですので、省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款使用料及び手数料、1目の下水道使用料に3,700万1,000円を予定いたしました。前年度対比としまして19.4%の増でございます。増額の理由につきましては、主に東洋大学の校舎の中に建てられている研究棟の下水道使用料の見込みや21年度の実績等を加味しながら22年度については計算をしたところでございます。

10ページをお願いいたします。第4款の繰入金ですが、1目の一般会計繰入金に1億6,604万円を予定しました。前年対比としまして2.7%の減でございます。464万円の減額となります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

以上、歳入合計2億304万9,000円とするものでございます。これにつきましては、前年対比0.7%の増額となります。

続いて、14ページをお願いいたします。歳出ですが、1款下水道費の1目下水道総務費ですけれども、

3,529万7,000円を予定しました。これにつきましては、職員の人件費や消耗品などに係るものでございます。

3目の管渠維持費、これは補修費ですが、55万2,000円を予定いたしております。

16ページをお願いいたします。4目の水質浄化センター費ですが、4,549万1,000円を予定いたしております。

17ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。下から7行目の維持管理業務委託料、これに2,677万5,000円を予定しております。これにつきましては、20年度から長期契約を結んだことによりまして934万円ほど減額になっております。そのほかにも電気保安業務、汚泥処理の業務等の分析委託でございます。

18ページをお願いいたします。第2款の公債費ですが、1目元金に8,756万6,000円、2目の利子に3,403万9,000円などがございます。公債費の合計1億2,160万6,000円を予定いたしました。これにつきましては、前年対比3.4%の減額となります。減額の理由としましては、20年度より償還金が当分の間、徐々に減少していくということによります。

20ページをお願いいたします。一番下の歳出合計ですが、2億304万9,000円ということで計上させていただきました。

以上でございます。

続きまして、議案第27号を説明させていただきます。まず、1ページをお願いいたします。第2条の業務の予定量ですが、給水栓5,756栓、年間の総給水量250万7,000立方メートル、1日の平均給水量6,868立方メートル、主な建設改良事業につきましては配水管布設事業に1億7,300万円、それと各浄水場の改修工事には8,000万円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出と、下のほうにあります第4条資本的収入及び支出につきましては予算明細書で説明したいと思います。16ページをお願いいたします。

まず、収益的収入ですが、第1款水道事業収益に本年度予算額3億2,952万円予定いたしました。前年度予算額に対しまして5.8%の減となります。2,020万5,000円の減でございます。この減少の理由としましては、ニュータウンの販売見込みの水道料金の減少、あるいは町内企業の水道消費量の伸び悩み、さらには新規加入者等の減が主なものでございます。

また、第1項の営業収益につきましては3億2,509万円を予定いたしました。1目の給水収益には、3億1,200万円を見込みましたが、これについては水道料金でございます。

また、3目のその他営業収益としまして本年度予算額1,259万円ですが、この中にはほか会計負担金としまして消火栓の維持管理負担金として529万7,000円を、また4節の加入金としまして541万8,000円が含まれております。

第2項の営業外収益ですが、これにつきましては442万8,000円を予定しております。前年度に比較しまして388万6,000円の増でございます。この主なものは、4目の消費税還付金でございます。3目の特別利益は省かせていただきます。

支出につきましては、17ページをお願いいたします。第1款水道事業費用に本年度予算額3億1,638万9,000円を予定しております。これは、前年度予算額に対しまして8%の減でございます。第1項の営業費用に2億9,019万1,000円予定をいたしました。

1目の原水及び浄水費ですが、1億5,617万7,000円を計上いたしました。この中で、特に大きい額につきましては14節の委託料でして、その中でも浄水場の運転監視業務委託料に1,180万円、そのほかには水道法に規定されました一般細菌、あるいは大腸菌などの水質検査委託料に280万円を計上いたしております。そのほかには21節の動力費としまして各浄水場の電気代ということで1,852万8,000円を計上しております。

また、31節に受水費につきましては東部地域水道費としまして1億1,500万円を計上いたしております。

次に、2目の配水及び給水費につきましては1,036万9,000円を計上いたしております。この中で大きい額が14節の委託料ですが、8年に1回の量水器の交換委託ということで133万9,000円、そのほかには配水管の洗管業務委託としまして200万円、次に18ページを見ていただきたいのですが、17節の配給水管の漏水修理費400万円などがございます。

次に、4目の総係費ですが、3,075万8,000円、これは職員の人件費が主なものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。14節の委託料ですが、配給水台帳補正業務や検針業務水道情報システム保守業務で481万円計上をいたしました。さらには、16節の賃借料については水道情報の統合システム使用料としまして365万4,000円計上したものが主なものでございます。

20ページをお願いいたします。5目の減価償却費ですが、9,037万5,000円を計上いたしております。2項の営業外費用につきましては2,438万8,000円を、次に1目の支払い利息ですが、これにつきましては企業債の利息としまして2,330万円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。22ページをお願いいたします。まず、収入ですが、1款資本的収入に1億5,390万1,000円を計上いたしております。前年対比197.7%の増ということですが、この増の理由につきましては1目の企業債からの借り入れ予定額が増額したことや、町道工事に伴う負担金の増額によるもの、一般会計からの出資金等でございます。1項の企業債ですが、9,000万円計上いたしました。

2項の国庫補助金につきましては750万円、これについては石綿セメント管の更新事業に係る国庫補助金でございます。対象事業の4分の1の補助です。

3項の負担金ですが、2,920万円です。これにつきましては、消火栓の設置の負担金7基分、それと町道工事に伴う負担金でございます。

5項の出資金ですが、これは一般会計からの出資金でございます。

23ページをお願いいたします。支出になりますが、1款資本的支出につきましては2億9,509万1,000円ですが、前年対比で79.1%の増でございます。主な理由としましては、配水管布設に伴う設計委託、あるいは工事の請負費、浄水場の整備費用等企業債の返還金等が主なものでございます。

1項建設改良費に2億5,686万円を計上いたしております。

1目の配水管布設費ですが、1億7,300万円ですが、19節の工事請負費にありますように配水管の布設がえ工事といたしまして1億5,800万円を計上しております。これにつきましては、県道海老瀬一館林線あるいは町道路線10路線や漏水対策工事を予定しております。

2目の浄水整備費でございますが、8,000万円でございます。これにつきましては、東地区のサイクリングセンターの西にあります7号井の改修工事やろ過器の改修工事などを予定しております。

3目の固定資産購入費でございますが、386万円を計上いたしております。これにつきましては、量水器

や浄水場の記録計の購入費でございます。

2項1目の企業債の償還金につきましては、3,740万円計上いたしております。

申しわけありませんが、1ページに戻っていただきたいと思います。第4条にありますが、資本的収入1億5,390万1,000円から資本的支出2億9,509万1,000円を差し引きますとマイナスの1億4,119万円となります。この不足金につきましては、当年分損益勘定留保資金、あるいは減債基金から補てんをいたしたいと思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 以上で平成22年度の各会計予算の説明が終わりました。

この審議は、各常任委員会において予算事務調査の後、最終日の11日に行います。

○散会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 4時20分）